

平成23年第6回当別町議会定例会 第1日

平成23年12月13日(火曜日) 午前10時開会

議事日程(第1号)

開会・開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議員渋谷俊和君に対する懲罰の件

追加日程第1 議員渋谷俊和君に対する懲罰の動議

第4 総務文教厚生常任委員会報告

第5 学園都市線電化促進特別委員会中間報告

第6 議員提案第1号 災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書

第7 議員提案第2号 鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書

第8 議員提案第3号 サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書

第9 議員提案第4号 原子力発電所の警備に関する意見書

第10 議員提案第5号 APECでのTPP交渉参加表明に抗議する意見書

第11 請願・陳情審査付託の件

第12 選挙管理委員会委員および補充員の選挙について

第13 議案第1号 教育委員会委員の任命について

第14 議案第2号 平成23年度当別町一般会計補正予算(第5号)

第15 議案第3号 平成23年度当別町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

第16 議案第4号 平成23年度当別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

第17 議案第5号 平成23年度当別町介護保険特別会計補正予算(第2号)

第18 議案第6号 平成23年度当別町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)

第19 議案第7号 平成23年度当別町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

第20 議案第8号 平成23年度当別町水道事業会計補正予算(第2号)

第21 議案第9号 当別町税条例の一部を改正する条例制定について

第22 議案第10号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

第23 諮問案第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

散会

午前10時00分開議

出席議員（17名）

1番	山田明君	2番	古谷陽一君
3番	宮司正毅君	4番	渋谷俊和君
5番	稲村勝俊君	6番	石川和栄君
7番	臼杵英男君	8番	小早川孝男君
9番	神林俊一君	10番	岡野喜代治君
11番	市川正君	12番	桐井信征君
13番	島田裕司君	14番	竹田和雄君
15番	柏樹正君	16番	後藤正洋君
17番	高谷茂君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のための出席者

町 長	泉亭俊彦君
副 町 長	近藤充徳君
総務部長	加賀谷定歳君
総務課長	野村雅史君
財政課長	江口昇君
税務課長	山崎俊彦君
納税課長	加藤慎也君
企画部長	増輪肇君
子育て推進課長	三宅俊春君
企画課長	熊谷康弘君
住民環境部長	森田至君
環境生活課長	佐々木由紀夫君
住民課長	進藤理君
住民課参事	武井英子君
福祉部長	高橋通君
福祉課長	高取真由美君
福祉課参事	辻野幸一君
経済部長	竹原陽一君
農林課長	松浦悟志君

建設水道部長	滝	本	隆	志	君
上下水道課長	吉	尾	雅	昭	君
代表監査委員	米	口		稔	君
教育委員長	大	澤		勉	君
教 育 長	山	内	秀	治	君
教 育 部 長	小	山	久	夫	君
管 理 課 長	山	田	敏	行	君

事務局職員出席者

事 務 局 長	中	越	辰	雄	君
次 長	五十嵐	一	夫	君	
主 幹	小 川	義	則	君	
主 任	川 村		治	君	

◎開会・開議の宣告

(午前10時00分)

○議長(高谷 茂君) おはようございます。ただいまの出席議員17名、定足数に達しておりますので、平成23年第6回当別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(高谷 茂君) 議事日程でございますが、さきにお配りをした日程表により議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(高谷 茂君) 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第118条の規定により、

13番 島田 裕司 君

14番 竹田 和雄 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(高谷 茂君) 日程第2、会期の決定ですが、さきに議会運営委員会を開催し、協議の結果、平成23年12月13日から12月15日までの3日間といたしましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高谷 茂君) 異議なしと認め、12月13日から12月15日までの3日間とすることに決定いたしました。

◎議員渋谷俊和君に対する懲罰の件

○議長(高谷 茂君) 日程第3、議員渋谷俊和君に対する懲罰の件を議題にいたします。地方自治法第117条の規定により、渋谷君の退場を求めます。

〔4番 渋谷俊和君退場〕

○議長（高谷 茂君） ちょっと休憩をいたしまして、ここで委員会報告文と陳謝文を配りたいと思います。事務局、お願いします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時03分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

本件について懲罰特別委員長の報告を求めます。

竹田委員長。

○懲罰特別委員会委員長（竹田和雄君） 懲罰特別委員会審査報告書。

本委員会に付託されました「議員渋谷俊和君に対する懲罰の件」について、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により、別紙陳謝文を添えて報告する。

記。1、懲罰事犯の有無。懲罰を科すべきものと認める。

2、懲罰処分の種類及び内容。懲罰は、地方自治法第135条第1項の規定により、戒告、陳謝、出席停止、除名の4種類と定められているが、本件については、公開の議場における陳謝の懲罰を科すべきである。

3、理由。議員渋谷俊和君は、11月22日の会議における議案の審議中、土地開発公社の件に関する質疑において、あたかも議員が公社所有の土地販売を妨害したと受け取られる発言をした。さらには同様の答弁を副町長がしたとするなど、根拠のない発言や事実と異なる発言をしたことに対し、議長から発言の取り消し命令を受けたが、この命令にも従わなかった。

これらの行為は、議会を著しく侮辱するものであり、また会議の進行を著しく妨げるもので、懲罰の動議が提出された。

懲罰動議の可決決定により設置された本委員会は、11月24日、12月1日、12月2日、12月9日、12月12日に委員会を開催し、慎重審議を重ね、特に12月2日の委員会では、渋谷議員の一身上の弁明の機会を設けたが、侮辱発言に対する明快な弁明は一切なく、反省、陳謝の言葉もなかった。

このたびの懲罰は、渋谷議員の発言内容に対するものであり、審議案件の具体的是非ではない。11月22日の議会運営についても、議案に対する十分な審議をすべての議員に保障したものであり、議長の議事運営は法令規則にのっとり適正に進められたものとする。結果として、渋谷議員を含め出席した全議員が議案に異議を唱えず、原案のとおり可決された。みずからの落ち度を認めず、陳謝、訂正、取り消しに応じなかった渋谷議員の行為が会議を遅延させたものである。

以上が懲罰動議と審査の経緯であるが、渋谷議員の一連の言動は、地方自治法第129条の「議長の秩序維持」、同法132条の「品位の保持」さらには、当別町議会会議規則第102

条の「品位の尊重」に違反していることは明らかである。

今後、渋谷議員は議会において「発言の自由」を保障されておることとあわせて「発言に対する責任」、無礼な発言をしないなど「発言に関する制限」が課せられていることを十分認識すべきである。

議員みずからの発言の重さを自覚し、当別町議会の品位を保持するため、本委員会は渋谷議員に対し、公開の議場における陳謝の懲罰を科することを全会一致で決定した。

平成23年12月13日。

当別町議会議長、高谷茂様。

懲罰特別委員会委員長、竹田和雄。

○議長（高谷 茂君） 渋谷君から、本件について一身上の弁明をしたいとの申し出があります。これを許すことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、渋谷君の一身上の弁明を許すことに決定いたしました。

渋谷君の入場を許します。

休憩します。

休憩 午前10時10分

〔4番 渋谷俊和君入場〕

再開 午前10時10分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

渋谷君に一身上の弁明を許します。

渋谷君。

○4番（渋谷俊和君） 私の11月22日の会議の中での発言について、いろいろと時間的なことやその他含めてご迷惑をかけたことをまず最初におわび申し上げたいというぐあいになります。その上で、私の考えていることを若干述べさせてもらいたいと思います。

1つは、今度の私が選ばれた一斉町選挙、当別町議選挙、この中ではやはり議会のチェック機能を大いに果たしてほしいという思い、また町長に対しても言いづらいこと、いろんなこと、はっきり物が言える議員が必要だと、こういうぐあいに私は町民の皆さんの意見があって選ばれたというぐあいに考えております。

その上で、土地開発公社のこの直接きっかけになった問題ですが、昭和47年からもう40年近く運営されているわけですから、だれか特定の人の責任ということでは当然ないわけで、歴代のそういった積み重ねの結果ですが、しかし最終的には1億6,465万円という当別町にとっては大変な金額が赤字でもって整理をしなければならない、これは当然そのときの整理の任に当たる責任者がきちっと町民に謝罪をするということが私はとってしかる

べきだろうというぐあいに考えております。薬害エイズの問題で菅さんが当時の厚労大臣、自分の責任ではないけれども、やはり被害者や国民に謝罪をして処理をしたということで多くの国民これを受け入れましたけれども、私はそういう姿勢が当別町の中でも必要ではないのか、特にこの問題では歴代の議会、特に議長を含めて開発公社の役員もずっと連ねてきている経過もありますから、そういう点では私は本当に町民に対してきちっと責任の所在を明らかにする、原因の問題を明らかにする、このことがどうしても必要だ、しかしその点については謝罪する意思がないということですから、これについては私はその責任問題を追及するそのやさきに、この問題について平成17年、議員を全部交代して民間の人たちの名前にかわった、このときの理由について私は売れ残ったものを売るために民間の人を入れるのだと、議員を全部外してということですから、これは議員が売れ残ったことをある程度そういう形で作ってきたのかという形でそういう言葉を使ったわけですが、しかしいずれにしても私はこの問題について多くの町民の方たちが、この1億6,465万円という多額な金額を町がきちっと立てかえて処理をせざるを得なかったということについては、やはり多くの人に関心を持ってこの問題見ているので、今でもこの点についての責任ははっきり町民の前に明らかにすると、あるいは謝罪の一言も述べるということが必要だろうというぐあいに考えております。これが私の結果の中身であります。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 渋谷君の退場を求めます。

休憩します。

休憩 午前10時15分

〔4番 渋谷俊和君退場〕

再開 午前10時15分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員渋谷俊和君に対する懲罰の件については、懲罰特別委員長の報告のとおり、委員会起草による陳謝文により渋谷君に陳謝の懲罰を科することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、本件については委員会起草による陳謝文により渋谷君に陳謝の懲罰を科することに決定いたしました。

休憩をいたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時18分

○議長（高谷 茂君） 再開いたします。

渋谷議員の入場を求めます。

〔4番 渋谷俊和君入場〕

○議長（高谷 茂君） ただいまの議決に基づいて、これから渋谷君に懲罰の宣告を行います。

渋谷君に陳謝の懲罰を科します。

これより渋谷君に陳謝をさせます。

渋谷君に登壇の上、陳謝文の朗読を命じます。

なお、渋谷君に申し上げますが、ただいま議決を経た陳謝文をそのまま朗読していただきます。陳謝文と別の言葉を用いたり、この命令を拒否した場合は、新たな懲罰の対象となりますことを留意願います。

〔命令に従わない〕

○議長（高谷 茂君） 渋谷君に再度申し上げます。

渋谷君に陳謝文の朗読を命じます。

〔命令に従わない〕

○議長（高谷 茂君） 渋谷君に申し上げます。

あなたが議長の命令に従わなかったのは、これで3回目になります。9月の定例会の発言取り消し命令、11月の臨時会の発言の取り消し命令、そしてただいま懲罰特別委員会で決定された陳謝文の朗読命令にも従わないと、たび重なる議長に対する命令違反は議会の品位と規律を大きく損ねるものであり、議会のルールを無視した議員の重大な義務違反であります。

よって、地方自治法第129条第1項の規定により、本日の会議が終わるまで議場の外に退去を命じます。

渋谷君、退去してください。

〔4番 渋谷俊和君退去〕

○議長（高谷 茂君） ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時42分

○議長（高谷 茂君） 再開します。



◎日程の追加

○議長（高谷 茂君） 休憩中、先ほど島田君外6名から地方自治法第135条第2項の規定により、議員渋谷俊和君に対する懲罰の動議が文書で提出されております。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高谷 茂君） 起立多数です。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎議員渋谷俊和君に対する懲罰の動議

○議長（高谷 茂君） 追加日程第1、議員渋谷俊和君に対する懲罰の動議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島田君。

○13番（島田裕司君） ただいま議長から報告があったとおり、休憩中に議員渋谷俊和君に対する懲罰の動議を提出いたしました。

その提出文に沿って私のほうからその理由を説明したいと思っております。

議員渋谷俊和君に対する懲罰の動議。

当別町議会議長、高谷茂様。

提出者、当別町議会議員、島田裕司。同じく岡野喜代治、同じく柏樹正、同じく桐井信征、同じく神林俊一、同じく臼杵英男、同じく稲村勝俊、以上6名の賛同を得まして私のほうからその懲罰動議を提出いたしました。

その理由ですが、議員渋谷俊和君に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項及び会議規則110条第1項の規定により、動議を提出いたします。

理由。

平成23年第6回当別町議会定例会の本会議において渋谷議員は、議長から公開の議場に

おける陳謝の懲罰を受けたが、陳謝文の朗読を拒否した。この渋谷議員の行為は、全会一致の議会の議決を無視するものであり、議長の議場の秩序維持権を侵略する新たな懲罰事犯の対象であると思料いたします。

よって、ここに懲罰動議を提出するものであります。

以上のような形で先ほど動議を提出いたしましたので、皆さんのご同意をよろしく願います。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員渋谷俊和君に対する懲罰の動議を可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議員渋谷俊和君に対する懲罰の動議を可決することに決定いたしました。

本件については、委員会条例第6条の規定により、懲罰特別委員会が設置されました。

ただいま設置されました懲罰特別委員会に本件を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、本件は懲罰特別委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条1項の規定により、議長と渋谷君を除く全議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、委員会条例第8条2項の規定により、特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

休憩をいたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時52分

○議長（高谷 茂君） 再開いたします。

特別委員会より、正副委員長の互選の結果が議長の手元に届いております。

懲罰特別委員会 委員長 竹田 和雄君
副委員長 後藤 正洋君であります。

ただいまの報告のとおり、懲罰特別委員会の正副委員長が決定をいたしました。
なお、本日の会議が終了次第、懲罰特別委員会の開催をお願いしたいと思います。



◎総務文教厚生常任委員会報告

○議長（高谷 茂君） 日程第4、総務文教厚生常任委員会に付託しておりました消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める陳情書について委員長の報告を求めます。
白杵委員長。

○総務文教厚生常任委員会委員長（白杵英男君） 総務文教厚生常任委員会報告書。

本委員会に付託された陳情について、平成23年11月1日、11月21日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記。消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める陳情書。

現在、日本の年金制度は、保険料を納められない人には年金を支給しない仕組みで、苦しい生活を余儀なくされている無年金者・低年金者は増大している。

本陳情書の趣旨は、消費税によらない最低保障年金制度の創設を国に求めるものであり、委員会審議では、無年金者・低年金者をなくすため、大企業や高額所得者に応分の負担を求めた上で、消費税によらない最低保障年金制度を創設することは喫緊の課題であるという賛成意見があった。

一方、将来にわたり持続可能な年金制度を構築するために、消費税によらない場合の財源をどこから捻出するのか。また、最低保障年金制度の議論は、年金制度、税制全体の抜本的な改正が必要となる。現段階では、国においても年金制度施策の方向性が確定していないなど、反対意見が多数を占め、今後の国の年金制度施策の推移を見きわめる必要があると判断した。

よって、本件、不採択とすることが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

平成23年12月13日。

当別町議会議長、高谷茂様。

総務文教厚生常任委員会委員長、白杵英男。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「反対討論を求めます」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 討論に入ります。

柏樹君。

○15番（柏樹 正君） 全日本年金者組合当別支部と当別町農民同盟、新日本婦人の会

当別支部、勤医協当別友の会から連名で出された消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める陳情書に賛成の立場から討論に参加します。

相次ぐ増税、そして医療、介護保険料の値上げの一方、年金額は引き下げられ、低所得高齢者の生活は厳しさを増しております。今国民すべてに老後の最低限の所得を保障する最低保障年金制度が強く求められております。現在900万人を超える国民年金だけの人の平均年金月額が4万7,000円にすぎないと言われ、厚労省は保険料を滞納しているために無年金になる人が最大で118万人に上ると推計しています。政府の責任において、この対策は緊急重要な課題であり、強化することを政府も改革に盛り込んでおります。日本の公的年金制度の役割を果たすために、国民の求める最低保障年金制度を含む議論と現制度の見直しを求める要望が全国市長会からも再三国に提出されてきました。物価に見合う年金引き上げを求める自治体議会での意見書採択も全国で数多く上がっています。さきの文教委員会でも各要望項目について理解、賛同の声が上がっていたと思いますが、手当てする財源問題で不採択とされました。年金の財源を増税や消費税によらず、大企業、高額所得者に応分の負担を求め、また優遇税制の廃止などで解決できるとする陳情団体の主張は私も支持をするところです。所得の少ない人に重くのしかかる消費税の増税は、社会保障の財源として最もふさわしくないものです。社会保障の財源は、応能負担、いわゆる負担能力に応じた負担の原則を貫いて確保すべきというのが私の主張であります。委員長報告で今後の国の施策の推移を見きわめる必要があるとするならば、陳情書を不採択にするのではなく、継続の審議にするのが妥当ではないでしょうか。陳情者の年金に対する切実な要望にこたえるよう、議場におられる議員の皆さんのご理解と賛同を求め、本陳情書が採択されるよう願って、本陳情書を不採択とした委員会報告には反対する私の討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 賛成討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 討論を終了してよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） それでは、本件について採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高谷 茂君） 起立多数です。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。



◎学園都市線電化促進特別委員会中間報告

○議長（高谷 茂君） 日程第5、学園都市線電化促進特別委員会中間報告を行います。

学園都市線電化促進特別委員長から中間報告をしたいとの申し出がありましたので、これを許します。

石川委員長。

○学園都市線電化促進特別委員会委員長（石川和栄君） 学園都市線電化促進特別委員会中間報告書。

本委員会は、平成23年7月7日、11月4日、12月5日に委員会を開催し、町執行部の出席を求め説明を聴取し、慎重審議の結果、次のとおり中間報告をする。

記。本委員会は、平成21年6月の8日に設置以来、札沼線の電化開業の早期実現のため審議を重ねてきた。

あいの里公園―北海道医療大学間の電化は、当別町が1億円の事業費を負担し、平成21年よりJR北海道にて電化設備整備工事が進められてきた。当別町民の長年の悲願であった電化開業は、平成24年6月には第1次開業、さらに平成24年10月に全面電化開業が予定されている。

本委員会は学園都市線のさらなる利便性向上のため、平成23年11月28日にJR北海道を訪問し、札幌圏一体となった高速鉄道ネットワークの早期実現、札幌―北海道医療大学間の快速電車の運行、あいの里公園行き最終便の石狩当別駅までの延長、通勤通学時間帯に配慮した列車の増便など8項目について要望を行った。

電化開業後は、所要時間の短縮、混雑率の緩和や騒音低減などの効果が見込まれるが、具体的な改善が実現するまでには、いまだ少し時間が必要なことから、町民の交通利便性の向上のため、引き続き本委員会活動を継続するものとする。

以上、本委員会の中間報告とする。

平成23年12月13日。

当別町議会議長、高谷茂様。

学園都市線電化促進特別委員会委員長、石川和栄。

○議長（高谷 茂君） 以上で中間報告を終わります。



◎議員提案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第6、議員提案第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

桐井君。

○12番（桐井信征君） 議員提案第1号を申し上げます。

災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書。

災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書の提出について、当別町議

会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出いたします。

平成23年12月13日提出。

提出者、当別町議会議員、桐井信征。賛成者、島田裕司、同じく岡野喜代治、同じく柏樹正、同じく神林俊一、同じく白杵英男、同じく稲村勝俊。

当別町議会議長、高谷茂様。

提案理由を申し上げます。

東日本大震災発生から8カ月が経過した今もなお、被災地の復旧・復興は遅々として進まず、多くの被災者が困難な生活を余儀なくされている。

今後、被災地の本格的復旧・復興とあわせて、自然災害に対する防災・減災対策として社会インフラ整備、学校施設の耐震化の着実な実施、災害時を想定した計画的な社会資本整備について、国の責任として積極的に進める必要がある。

よって政府におかれましては、災害に強い日本の構築に向けて、自然災害から国民の安全・安心を守るために必要な社会資本の整備を推進するよう強く要望する。

意見書の中身においては、別紙に載っておりますので、ご高覧お願いして、審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第1号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議員提案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議員提案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第7、議員提案第2号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

桐井君。

○12番（桐井信征君） 議員提案第2号 鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書。

鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書の提出について、当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出いたします。

平成23年12月13日提出。

提出者、当別町議会議員、桐井信征。賛成者、島田裕司、同じく岡野喜代治、同じく柏

樹正、同じく神林俊一、同じく白杵英男、同じく稲村勝俊。

当別町議会議長、高谷茂様。

提案理由。

近年、野生生物による農作物の被害は、深刻な状態にあり、その被害は経済的損失にとどまらず、農家の生産意欲を著しく減退させ農村地域社会の崩壊を招きかねない大きな影響を及ぼしている。

このような状況を踏まえ、生息域の拡大を続ける野生生物による被害防止を確実なものとするためには、地域ぐるみの被害防止活動や地域リーダー、狩猟者の育成、被害農家へのより広範な支援などの対策の強化が不可欠である。

また、野生生物の保護並びに被害防止対策のための適切な管理の上からも、正確な調査方法の早期確立が望まれる。

よって国におかれては、鳥獣被害防止の充実を図るため、下記の事項を速やかに実施されるよう強く要望する。

意見書の中身については、ご高覧願ひ、審議をいたしていただきたいと思ひます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第2号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議員提案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議員提案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第8、議員提案第3号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

後藤君。

○16番（後藤正洋君） 議員提案第3号 サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書の提出につきまして、当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出し、そして提案理由を述べさせていただきます。

提出者、当別町議会議員、後藤正洋。賛成者、当別町議会議員、竹田和雄、同じく島田裕司、同じく市川正、同じく桐井信征、同じく神林俊一、同じく岡野喜代治、同じく白杵

英男、同じく小早川孝男、同じく稲村勝俊、同じく宮司正毅、同じく古谷陽一、同じく山田明、同じく石川和榮、同じく渋谷俊和。

平成23年12月13日提出。

当別町議会議長、高谷茂様。

提案理由。

衆議院や参議院、政府機関をねらったサイバー攻撃が明らかになり、サイバー攻撃に対する国民の不安はこれまで以上に高くなっている。我が国の重要な情報がサイバー攻撃で海外に流出することは、国益に大きな影響があり、国家としての安全保障の観点から、政府が一体となってサイバー攻撃対策・情報保全の基本戦略を早急に構築することについて積極的に実現を図り、サイバー攻撃に対する国民の安心・安全を守るよう強く要望する。

なお、サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書につきましては、ご高覧をいただきたいと思えます。

以上、説明にかえさせていただきます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「反対します。討論お願いします」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 討論に入ります。

柏樹君。

○15番（柏樹 正君） 今提案されました議員提案、サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書案に対する反対討論を行います。

ことしの防衛白書は、初めて国際社会の課題の冒頭で情報通信ネットワーク、すなわちサイバー空間での安全保障を強調し、自衛隊による対応強化と米軍との協力を打ち出しました。サイバー空間の軍事化を進める米軍に右に倣え式の防衛省、自衛隊の姿勢がここにあります。アメリカ大統領府が6月に発表した国際戦略は、サイバー空間での敵対攻撃に対して軍事を含むあらゆる手段を行使する権利を持つと強調しています。米軍の運用指針となる2011年の国家軍事戦略では、アジア太平洋地域の戦略体系を見直すことが米国にとって優先事項であると指摘し、日本に対しては米国として日本がその新たな防衛大綱を踏まえ自衛隊が域外運用能力を向上させるよう努力していくとして自衛隊の海外での活動を促しています。その一方で、中国の軍近代化の戦略的意図と宇宙やサイバー空間、黄海、東シナ海、南シナ海で独断的な主張に懸念を持っていると表明しています。瞬時に国境を越えるネットは、世界的にますます広く活用され、国際公共財としての役割を高めています。ネットの安全確保は、現代社会にとって極めて重大な課題です。そのためには、緊密な国際協力と法にのっとり解決が必要と思えます。ネットが戦争の引き金になる事態は避けなければなりません。この意見書は、こうした背景のもとで政府、防衛省などに戦略的にサイバー攻撃への軍事的対応の強化を求めるものであり、私は賛成できません。各議員のご理解を求め、反対討論といたします。

○議長（高谷 茂君） 賛成討論はございますか。

山田君。

○1番(山田 明君) ただいま提案されましたサイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書提出について、賛成の立場から討論に参加します。

新聞報道にもありましたように、本年夏から秋にかけて衆参議院、政府機関をねらったサイバー攻撃により被害に遭った国会議員のIDやパスワード、代議士の個人情報盗まれる被害があったのではないかと懸念されています。情報化社会が進展する中、国の重要な機関や議員の情報がサイバー攻撃によって盗まれることは、国家を揺るがしかねない重大な犯罪であり、その情報がテロ集団、テロ国家に渡ることは国の存亡にかかわります。以前にも防衛企業各社をねらったサイバー攻撃や金融証券機関をねらった事件が起きていますが、これらを含めサイバー攻撃を阻止するために国は情報セキュリティ政策会議を定期的開催し、情報保全のためのあらゆる分析を進め、国としての基本戦略のもと、内外にその決意を示さなければならないと考えます。世界の各地で今も続いている紛争や戦争の勝敗は、情報を握った者が勝利すると言われるほど、情報戦が至るところで展開されていると言われています。日本が交戦することなく平和を持続するためにもサイバー攻撃を阻止し、情報保全国家として安全保障の面からもその対策を構築することは急務と言えます。

以上申し上げ、サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書に賛成の討論といたします。

○議長(高谷 茂君) 以上で討論を終わります。

本案について採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本件について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(高谷 茂君) 起立多数です。

よって、議員提案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議員提案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(高谷 茂君) 日程第9、議員提案第4号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

後藤君。

○16番(後藤正洋君) 議員提案第4号 原子力発電所の警備に関する意見書。

原子力発電所の警備に関する意見書の提出について当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出いたします。

平成23年12月13日提出。

提出者、当別町議会議員、後藤正洋。賛成者、当別町議会議員、竹田和雄、同じく島田

裕司、同じく市川正、同じく桐井信征、同じく神林俊一、同じく岡野喜代治、同じく白杵英男、同じく小早川孝男、同じく稲村勝俊、同じく宮司正毅、同じく古谷陽一、同じく山田明、同じく石川和榮、同じく渋谷俊和。

当別町議会議長、高谷茂様。

提案理由。

現在、収束に向けて努力が続けられている福島第一原発に対して、テロ組織等が攻撃を企てると、不安定な状態となっている原子炉から大量の放射性物質が放出される可能性もあり、嚴重な警備体制が必要とされているが、我が国の法体系、警備体制は十分とは言えず、原発を含めた重要施設の警備体制等の充実を図ることについて早急に検討し、実現できるものは早急に実現するよう強く要望する。

なお、原子力発電所の警備に関する意見書につきましては、ご高覧をいただきたいと思えます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「反対討論します」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 討論に入ります。

柏樹君。

○15番（柏樹 正君） 今提案された議員提案、原子力発電所の警備に関する意見書案に対する反対討論を行います。

原発事故のあった福島県、事故原因も解明されず、建物の中がどうなっているかもいまだにわからない、復興対策も極めて不十分、今なお福島県だけでも避難者は15万人を超え、5万8,000人は福島県を離れて避難をしています。およそ20キロ圏内の住民は、いつ戻ることができるのでしょうか。原発をなくしてほしいという国民の願い、原発の危険から命を守る緊急要求が渦巻いている中で、法律を変えてテロ対策に自衛隊に原発を守らせようというこの意見書案がなぜ今出てきたのでしょうか。私は反対です。この意見書案、実は自民党のこの次の衆議院選挙のマニフェストに盛り込まれるものそのものようです。警察にも専従の原発等警備隊の創設を求めながら、福島第一原子力発電所の警備の現状からテロ組織等の格好の標的となり得るとして自衛隊の治安出動による警備強化を緊急に取り組むべきとしており、自衛隊の任務に原発の警備、防衛を可能にするため自衛隊法の改正を目指しています。そのため、地方の意見として地方議会から意見書を国に提出させようとしているものと思われます。今この当別で、この地域でこのことについては私は議論になっていないと思うのです。自衛隊の増強、これは軍事費も莫大になると思うのです。ニュースによれば、1個中隊1原発に200人、24時間体制とすれば必要。幾つあるのでしょうか、日本に。54基と言われております。1万人の自衛隊員をこれからその警備に当たらせる毎年の新たな装備費、人件費を含めて財源はどこから、およそ数千億毎年かかる費用をどこから持ってくることになるのでしょうか。2007年にアメリカから日本各地の原発に武装警官を配置できないかと日本政府に質問があって、当時自民党政権下で時の文科省が

武装警察の配置が正当化できるほどの脅威はないと説明をしておりました。これは報道です。内部告発ウェブサイトのウィキリークスですが、それなのに警察でなく自衛隊をとというのがこの意見書案です。現在原発は、海上保安庁の重点警戒区域に指定されています。9.11以降、警備強化時に警察が原子力関連施設警戒隊の派遣も決まっております。海中には海上自衛隊の潜水艦が展開しているという報道もあります。日本よりはるかに世界じゅうのテロリストの目標にされているアメリカの原発にも軍隊は常駐していない、ロシアでもしかりと言われております。コストも安く、安全だ、安全だと言われてきたのに、テロにもねられるというこんな危険な原発はすぐになくそうという意見書こそ私は採択すべきではないかと思えます。テロ対策を理由にした軍備増強を目指すこの意見書案には私は反対であることから、反対の討論といたします。

○議長（高谷 茂君） 賛成討論ありますか。

宮司君。

○3番（宮司正毅君） ただいま提案されました原子力発電所の警備に関する意見書の提出について、賛成の立場から討論に参加いたします。

今回の福島第一原発の事故は、自然災害から発したものですけれども、この事故によりわかったことは格納器や原子炉本体の事故、あるいは破壊でなくても電源の喪失、あるいは送電線の破壊ということによって原発内の電機や冷却機能が麻痺し、そして緊急冷却システムも動かなくなる、炉心は熔融を起し、そして制御不能に陥るということでございます。原子力発電がいかに事故に弱く、もろく、そして危険で、したがってテロの標的になりやすいということを残念ながらこの福島第一原発の事故が世界に知らしめてしまったのです。今回の震災で想定外という言葉が3.11以来いろんな場面で使われてきました。その想定外のことが現実になってしまったわけです。したがって、あしたテロにねられるかもしれない、想定外という言葉では片づけられない事態が発生してしまったのです。したがって、テロ対策は可及的速やかに取りかかれ、そして準備万端の体制を整えるのはごく当たり前のことと思えます。ご承知かと思いますが、日本は表面積では世界の0.7%ぐらいしか占めておりませんが、原発に限って言いますと13%も占めておりまして、アメリカとかフランスに次いで第3番目の55基の原子炉を有する世界有数の原発密集国と言えます。ですから、日本がテロの標的になりやすい体質を持っていると考えるべきだと思います。今の反対討論で述べられました国や、あるいは自衛隊がアメリカとの関係もあり、こういった警護をするのはという討論がございました。しかも、電力会社は民間会社です。しかし、本来なら電力会社みずからが警備体制をしき、そしてそのコストも自分に入れ、それを入れて採算をとるべきではありますけれども、その点について私は全く同感です。しかし、この第一原発はセシウム137だけでももう既に1万5,000テラベクレルを放出している、広島原爆の168個分とも言われております。これはもう既に放出してしまっています。これ以上何かがあったら、多くの人命が失われることはもとより、日本国家の存続にかかわる問題だと私は思っております。今すぐ電力会社の人たちがこの警備を自分

でやるということができない現状で、ただ何もしないで手をこまねく、そして待つという事は当たらないと私は思います。現時点では、自衛隊や警察がテロ対策に対する警護、警備という点では最も近いところにあります。早急に手を打つべきだと私は考えます。私の感覚からいえば、むしろ事故が起こってもう9カ月も過ぎているのに、しかもこのテロの脅威というのは国際社会の中ではもう叫ばれているのです。いまだに政府が何の手も打たないということこそ、驚嘆に値すると私は思います。

以上申し上げ、原子力発電所の警備に関する意見書に賛成の討論といたします。

○議長（高谷 茂君） 以上で討論を終わります。

本案について採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本案について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高谷 茂君） 起立多数です。

よって、議員提案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議員提案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第10、議員提案第5号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

島田君。

○13番（島田裕司君） 議員提案第5号 APECでのTPP交渉参加表明に抗議する意見書。

APECでのTPP交渉参加表明に抗議する意見書の提出について当別町議会会議規則14条の規定により、下記のとおり提出いたします。

平成23年12月13日提出。

提出者、当別町議会議員、島田裕司。賛成者、同じく岡野喜代治、同じく柏樹正、同じく桐井信征、同じく神林俊一、同じく白杵英男、同じく稲村勝俊。

当別町議会議長、高谷茂様。

提案理由。

TPP交渉参加の是非について、国民的議論がないままAPECでの拙速な参加表明には慎重な意見が与野党でも続出し、地方議会においても交渉参加に反対する意見書が相次いで可決されている中、こうした声をないがしろにし、政府が交渉参加に踏み切ったことは極めて遺憾であり、政府のTPP交渉参加表明に、断固抗議いたします。今後、政府はTPPに対する国民的議論が熟すよう、得られた必要な情報は速やかに明らかにし、TPPの利点・不利となる点・国益上の危機をわかりやすく国民に説明し、FTAを含めた貿

易のあり方や為替戦略を含めた国の安全保障を多角的に検討し、慎重に対応するよう強く要望する。

意見書案につきましては、添付しておりますので、ご高覧をお願いいたします。

全議員の全会一致のご賛同を得られるようつけ加えまして、提案の理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第5号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議員提案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、ただいま決定されました議員提案第1号から第5号について、意見書案及び派遣する場合の議員の取り扱いは議長に一任願います。



◎請願・陳情審査付託の件

○議長（高谷 茂君） 日程第11、請願・陳情審査付託の件ですが、お手元に請願・陳情文書表が配付されております。

会議規則第92条の規定により、請願・陳情文書表1番、2番の陳情書については総務文教厚生常任委員会にそれぞれ審査終了まで付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、これらの陳情については議会閉会中も審査するものとし、その費用は議会費をもって充当いたします。

次に、請願・陳情文書表第3番の請願について紹介議員の説明を求めます。

神林君。

○9番（神林俊一君） 政府のTPP交渉ならびに税制改正に関する請願書が当別町各団体より提出されております。

北石狩農業協同組合、当別町商工会、株式会社辻野商店、当別土地改良区、篠津中央土地改良区、中新土地改良区、石狩北部森林組合、当別町農民同盟、以上8団体であります。

紹介議員として、竹田和雄議員、岡野喜代治議員、柏樹正議員、白杵英男議員、小早川

孝男議員、稲村勝俊議員、古谷陽一議員、そして私が代表いたしまして請願の理由の説明を申し上げます。

先月11月11日、野田総理はハワイA P E Cの首脳会議においてT P P交渉参加に向けて関係各国との協議に入る方針を表明いたしました。例外を認めない関税撤廃による農畜産物の完全自由化は、食料自給率の大幅な落ち込みを招き、我が国の重要な制度や仕組みの大幅な変更につながり、当別町の農業や関連産業はもとより地域社会や経済に壊滅的な打撃を与えるものであります。私たちは、去る先月11月4日に開催されたT P P交渉参加問題を考える道民集会を踏まえ、翌日11月5日に当別町T P P参加反対集会を開催し、T P P交渉参加は反対であり、絶対認めることはできないと強い意思集結をいたしました。

これとあわせて、持続可能な農業の確立を図るため重要な政策である軽油取引税の課税免税の恒久化を強く求めるものであります。

つきましては、政府に対し以下の要旨を踏まえた意見書を提出していただきますよう請願いたします。

請願の要旨。

1、過去の国会決議などに基づき、これまで同様すべての貿易交渉に当たり、例外措置として重要品目の関税を維持する交渉姿勢を貫くことが必要であり、例外なき関税撤廃を原則とするT P P交渉への参加は断じて行わない。

2、軽油取引税やA重油の石油石炭税の課税免除措置の恒久化など、農業経営の安定に必要な税制措置を講じること。

以上、採択に向けてよろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上であります。

○議長（高谷 茂君） ただいま紹介議員から説明のあった請願書については、既に政府がT P P交渉参加を表明しており、軽油取引税の課税免税措置は今年度中に期限が来ることなどから迅速な対応が求められます。

よって、本請願書については、会議規則第92条第2項の規定により、常任委員会の付託を省略し、採択することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、本請願書は常任委員会の付託を省略し、採択することに決定いたしました。

なお、意見書案及び派遣する場合の議員の取り扱いは議長に一任願います。



◎選挙管理委員会委員および補充員の選挙について

○議長（高谷 茂君） 日程第12、選挙管理委員会委員および補充員の選挙を行います。

本件については、平成23年12月22日をもって任期満了となる通知文が議長あてに送付さ

れています。

お諮りをいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議長指名で行うことに決定いたしました。

それでは、選挙管理委員に、並川晃治君、高橋雄三君、辻伸行君、木屋路喜代史君の4名を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長指名した方を選挙管理委員の当選人に定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、ただいま指名した並川晃治君、高橋雄三君、辻伸行君、木屋路喜代史君が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員に、第1順位、加勢政幸君、第2順位、千田良子君、第3順位、泉吉満君、第4順位、明石実君の4名を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長指名をした方を選挙管理委員補充員の当選人に定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、ただいま指名した第1順位、加勢政幸君、第2順位、千田良子君、第3順位、泉吉満君、第4順位、明石実君が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第13、議案第1号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第1号 教育委員会委員の任命について、提案の説明を申し上げます。

教育委員会委員大東映子氏は、平成23年12月14日をもって任期満了となりますので、新たに寺田郷子氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、

議会の同意を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第1号は原案のとおり同意することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時47分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

ただいま任命されました寺田君より就任のあいさつがあります。

寺田君。

○教育委員（寺田郷子君） 寺田郷子と申します。ご同意をいただきまして、ありがとうございます。

現在中学2年生と高校3年生の2人の子どもの子育てをしております。私たちは、転勤族でしたので、複数の地域や学校を見てまいりましたが、当別は私たちを温かく受け入れてくださった町でした。また、PTA活動も活発で教育に熱心な協力的な保護者が多くいらっしゃることに、本当にびっくりいたしました。この当別町の素晴らしいところだと思っております。

震災が起きましたこのポスト3.11の日本の今後は、どうしたって子どもたちに重くのしかかります。大人としての責任も大変感じております。皆さんの教えを請いながら、教育を取り巻く環境づくりに真摯に粘り強く向き合ってまいります。これからどうぞよろしくお願いたします。（拍手）

○議長（高谷 茂君） 休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時49分

○議長（高谷 茂君） 再開します。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第14、議案第2号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第2号 平成23年度当別町一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに3,098万6,000円を増額し、その総額を82億2,782万7,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

次に、地方債の補正につきましては、3ページに記載の「第2表 地方債の補正」をご高覧いただきたいと存じます。

歳出の主なものとしたしましては、減債基金への積立金6,000万円、まちづくり基金への積立金787万5,000円、介護保険特別会計繰出金976万5,000円、ふとみ保育所業務委託1,202万4,000円、農業振興施設等整備事業補助金500万円などを増額し、北海道高速鉄道開発株式会社出資金1,000万円、保育所運営費負担金2,649万6,000円、広域基幹林道青月線改良事業負担金1,000万円などを減額するもので、その財源としたしましては寄附金787万5,000円、繰越金6,832万4,000円などを増額する一方、国庫支出金4,115万8,000円、町債750万円などを減額して措置いたしました。

よろしく審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第2号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第15、議案第3号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第3号 平成23年度当別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに1,113万7,000円を増額し、その総額を24億1,981万7,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、保険給付費2,074万6,000円、保健事業費8万5,000円、諸支出金70万円を増額し、総務費13万5,000円、前年度繰り上げ充用金1,025万9,000円を減額するもので、その財源といたしまして国庫支出金738万3,000円、道支出金118万7,000円、繰入金256万7,000円を増額し措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第3号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第16、議案第4号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第4号 平成23年度当別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに403万5,000円を増額し、その総額を1億7,308万2,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、総務費24万9,000円、後期高齢者医療広域連合納付金377万9,000円、諸支出金7,000円を増額するもので、その財源といたしましては広域連合支出金24万9,000円、繰越金377万9,000円、諸収入7,000円を増額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第4号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第17、議案第5号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第5号 平成23年度当別町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに976万5,000円を増額し、その総額を11億408万2,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、総務費976万5,000円を増額するもので、その財源といたしましては繰入金976万5,000円を増額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第5号

は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第18、議案第6号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第6号 平成23年度当別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに314万3,000円を増額し、その総額を7,231万2,000円いたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、サービス事業費314万3,000円を増額するもので、その財源といたしましてはサービス収入285万7,000円、諸収入28万6,000円を増額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第6号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第19、議案第7号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第7号 平成23年度当別町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに220万5,000円を増額し、その総額を8,111万6,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、農業集落排水事業費において管渠管理費220万5,000円を増額するもので、その財源といたしましては繰越金220万5,000円を増額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第7号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第20、議案第8号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第8号 平成23年度当別町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、収益的支出において、原水及び浄水費44万5,000円を増額し、支出総額を3億8,494万6,000円といたしました。

次に、資本的支出において、固定資産購入費436万1,000円を増額し、支出総額を5億1,440万7,000円といたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第8号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第21、議案第9号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第9号 当別町税条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

個人町民税の寄附金税額控除の対象になる特定非営利活動法人の名称変更等に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第9号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第22、議案第10号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第10号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正により、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に死亡した兄弟姉妹が加えられたため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第10号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎諮問案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第23、諮問案第1号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました諮問案第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、提案の説明を申し上げます。

当別町人権擁護委員堀内教子氏が平成24年3月31日をもって任期満了となりますので、同氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、諮問案第1号は原案のとおり同意することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、諮問案第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎散会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

あすは午前10時から会議を開きます。

ご苦労さまでした。

（午後 零時07分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成24年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成23年第6回当別町議会定例会 第2日

平成23年12月14日（水曜日） 午前10時開議

議事日程（第2号）

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議員渋谷俊和君に対する懲罰の件

第3 一般質問

散会

午前10時00分開議

出席議員（17名）

1番	山田明君	2番	古谷陽一君
3番	宮司正毅君	4番	渋谷俊和君
5番	稲村勝俊君	6番	石川和栄君
7番	臼杵英男君	8番	小早川孝男君
9番	神林俊一君	10番	岡野喜代治君
11番	市川正君	12番	桐井信征君
13番	島田裕司君	14番	竹田和雄君
15番	柏樹正君	16番	後藤正洋君
17番	高谷茂君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	泉亭俊彦君
副町長	近藤充徳君
総務部長	加賀谷定歳君
総務課長	野村雅史君
財政課長	江口昇君
納税課長	加藤慎也君
企画部長	増輪肇君
企画課長	熊谷康弘君
住民環境部長	森田至君
環境生活課長	佐々木由紀夫君
福祉部長	高橋通君
福祉課長	高取真由美君
福祉課参事	辻野幸一君
経済部長	竹原陽一君
農林課長	松浦悟志君
建設水道部長	滝本隆志君
建設課長	藤原正志君
代表監査委員	米口稔君
教育委員長	大澤勉君

教 育 長	山 内 秀 治 君
教 育 部 長	小 山 久 夫 君
管 理 課 長	山 田 敏 行 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	中 越 辰 雄 君
次 長	五十嵐 一 夫 君
主 幹	小 川 義 則 君
主 任	川 村 治 君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長(高谷 茂君) おはようございます。ただいまの出席議員17名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長(高谷 茂君) 議事日程でございますが、さきにお配りした日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長(高谷 茂君) 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第118条の規定により、

13番 島田 裕司 君

14番 竹田 和雄 君

を指名いたします。



◎議員渋谷俊和君に対する懲罰の件

○議長(高谷 茂君) 日程第2、議員渋谷俊和君に対する懲罰の件を議題にいたします。地方自治法第117条の規定により、渋谷君の退場を求めます。休憩します。

休憩 午前10時02分

〔4番 渋谷俊和君退場〕

再開 午前10時03分

○議長(高谷 茂君) 再開します。

本件について懲罰特別委員長の報告を求めます。

竹田委員長。

○懲罰特別委員会委員長(竹田和雄君) 懲罰特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された「議員渋谷俊和君に対する懲罰の件」について、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

記。1、懲罰事犯の有無。懲罰を科すべきものと認める。

2、懲罰処分の種類及び内容。2日間の出席停止の懲罰を科すべき。

3、理由。12月13日の会議において、議員渋谷俊和君は、議長から公開の議場における陳謝の命令を受けたが、これを拒否した。たび重なる議長命令の拒否に対し、議長は地方自治法第129条第1項の規定により、昨日の会議が終わるまで議場の外へ退去を命じたが、その直後に全会一致の議決を無視した渋谷議員の行為に対して、改めて懲罰動議が提出された。

本委員会は、12月13日の本会議終了後、慎重審議した結果、2度目の懲罰事犯であること、また陳謝の懲罰命令を拒否したことにかんがみ懲罰を科すべきものと判断した。

議会に出席し意見を述べる議員の権利は、議会のルールを遵守する前提の上に成り立つものであり、たとえ渋谷議員がその権利を失ったとしても、みずからの行為が招いた結果であり、深く反省すべきである。

よって、本委員会は渋谷議員に対し、2日間の出席停止の懲罰を科すことを決定した。

平成23年12月14日。

当別町議会議長、高谷茂様。

懲罰特別委員会委員長、竹田和雄。

○議長（高谷 茂君） 渋谷君から、本件について一身上の弁明をしたいとの申し出があります。これを許すことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、渋谷君の一身上の弁明を許すことに決定いたしました。

渋谷君の入場を許します。

休憩します。

休憩 午前10時07分

〔4番 渋谷俊和君入場〕

再開 午前10時07分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

渋谷君に申し上げます。昨日の陳謝文の朗読を拒否した件についての弁明の機会を与えます。

渋谷君に一身上の弁明を許します。

渋谷君。

○4番（渋谷俊和君） では、議長の許可がありましたので、私の弁明の話をさせていただきます。

町長初め町の理事者の皆さん、また同僚の議員の皆さん、傍聴されている町民の皆さん

を通して私は町民の皆さんに訴えたいと思います。それは、あの陳謝文、私は議会の命、町政をただし、チェック機能を果たす、そういう役割をしている議会の命をみずからなくするものである、自殺行為だというぐあいに考えます。それは、開発公社の莫大な赤字、その処理をする経過でその原因は何か、その責任はだれが負うのか、そしてまたそういった問題を追及している最中に具体的に起きた中身であります。これは、まさに議会そのものがそれをただしていく責任、役割を持っている、それを逆に懲罰動議で口を封じるということ自体は、私は議会の自殺行為、そういう意味で言っております。したがって、その内容を否定するような陳謝文については、私は納得がいかないということでその読み上げることを拒否いたしました。したがって、私は、自分の選ばれた経緯やその他含めて、やはり私の最大の責任は議会の中で本当に町民のためにただすという1点であるということを考えての行為でありますので、その点で改めて発言しておきたいというぐあいに思います。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 渋谷君の退場を求めます。

休憩します。

休憩 午前10時10分

〔4番 渋谷俊和君退場〕

再開 午前10時10分

○議長（高谷 茂君） 再開いたします。

質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員渋谷俊和君に対する懲罰の件について、懲罰特別委員長の報告のとおり、渋谷君に2日間出席停止の懲罰を科すことに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、本件については渋谷君に2日間の出席停止の懲罰を科すことに決定いたしました。

渋谷議員の入場を求めます。

休憩します。

休憩 午前10時10分

〔4番 渋谷俊和君入場〕

再開 午前10時11分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

ただいまの議決に基づいて、これから渋谷君に懲罰の宣告を行います。
渋谷君の起立を求めます。

〔4番 渋谷俊和君起立〕

○議長（高谷 茂君） 渋谷君に2日間の出席停止の懲罰を科します。

渋谷君の退場を求めます。

ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時12分

〔4番 渋谷俊和君退場〕

再開 午前10時22分

○議長（高谷 茂君） 再開します。



◎一般質問

○議長（高谷 茂君） 日程第3、一般質問を行います。

質問順序はお手元に配付しております一般質問通告一覧により順次行います。

通告1番、宮司君の質問であります。

宮司君。

○3番（宮司正毅君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして、一般質問を行います。

9月の定例会議におきまして、町活性化のための各種課題として大きく3点について質問をいたしました。第1に、大都市隣接の立地を生かした居住者をふやす施策、第2に町外からの訪問者をふやす施策、3番目に企業誘致、育成の施策であります。この3つの設問に対し、町長から本年9月に設置されましたまちの未来推進室で優先順位や費用投下効果を検討し、そして町の活性化施策を練り上げたいという旨のご回答があったと私は記憶しております。今回は、この3つの設問の中から企業の育成と誘致に絞ってより細部にわたる質問を行いますので、町長のお考え方をお伺いしたいと思います。

前回も申し上げましたけれども、現在のこういった緊縮財政の中で当別町の今後の発展には何よりも収入源をふやす、いわゆる歳入をふやすことが求められていると思います。もちろん冗費があるかもしれない、あればそれを切り落とす、すなわち歳出の縮小努力は懸命にやらなければいけません。その追求は、いささかとも緩めてはならないと思います。

一方で、この世界金融システムが迷走し、世界経済の先行きは極めて不透明でありますし、日本政府も世界に類を見ない借金地獄に陥っておりまして、将来の方向性を見失っているかのような感じが私はいたします。また、全国的な少子高齢化により、将来のツケを若者に託さざるを得ぬような、こういった環境の中で当別町だけが例外であり得るはずはありません。それに追い打ちをかけるように今回の東北の大震災、そして原発被害と日本じゅうが生き残りの危機に今面しているというふうに私は思います。そういった環境の中でこの町の歳入増を図ることは至難のわざでありますし、今すぐにこの町の活性化をできるような施策は極めて難しいと言わざるを得ません。したがって、これから数年先、5年先か10年先か、それを目指し今何をするか、私は産業の育成と企業誘致が何よりもこの将来の町の活性化に必要であると考えます。そして、その結果雇用がふえ、子育て世代の人口もふえ、そして買い物客がふえ、当別町の商店街が潤っていく構図が描けることになるのではないのでしょうか。

そこで、この町の産業育成を考えてみました。もちろんどんな産業だって構わないという考え方もあります。しかし、港があるわけではありませんし、また空港があるわけでもありません。おのずと当別町でねらう産業というものには制約があると私は思います。もう一方で、当別町の景観はあいの里から、都会から入ってきますと札幌大橋を渡った時点で何とも言えぬ美しい景観、田園風景に一変します。この景観は、当別町の町全体に広がっていますので、このすばらしさを崩すことのないような、崩すことは避けたいと思うのは当別町民のだれもが考えていることだと私は思います。産業なら何でもいいではないかというわけにはいかない、だれでも来てください、何でもいいですよというわけにはいかないというふうに私は思います。したがって、こういった状況を踏まえてこの当別町の産業の育成を考えるときに町のチャームポイント、いわゆる長所を生かした産業づくりでないと、もちろん競争力の点においてもその事業を長く続けることが難しくなります。私は、当別町で最も可能性の高い産業は農産物を生かした食品加工製造業及びその関連産業ではないだろうかというふうに思います。今回当別新産業活性化センターがブランデリとして認証した商品すべてが農産物をベースとした加工品であることからそれを示しているわけですが、私が一番問題視するのはこの町には複数の事業者が協働して、あるいは町を挙げてブランド品をつくるという活気や機運がちょっと欠けているのではないかなという気がいたします。当別町には、それぞれの事業者が優秀な技術を持ち、そしてすばらしい商品をつくりながら、現状のままでは規模の点でブランドにまでは至らないのではないのでしょうか。当別町の中でのブランドでは、本当のブランドではありません。日本のブランド、あるいは世界のブランドにしなければ、本当の意味でのブランドとは言えないと思います。当別町が生産している農産物は、190種類にも及んでいるとこの間お聞きしましたが、むしろ何でもできる器用さ、これが農家が一致団結して特定農産物を選定し、例えば夕張のメロンだとか、あるいは農業ではありませんが、ラベンダーの富良野といったようなブランド化、これを推進することにつながっていないのかもしれない。

当別町といえばこれだという有名ブランドづくりをする、すなわち特定の農産物を選択し、集中的戦略を立てて当別町を有名にするという手法はやはり個々人単独ではできません。農家、事業者が協力し合い、町挙げて行うことが必至だと思います。こういった機運を高め、町民の持つ活力を引き出すことは行政の仕事であります。農政通の町長におかれましては、私が不安視するこの町の現状をどのようにとらえ、分析しておられるのか、そしてブランドづくりの根幹とも言える町民のやる気と団結を高めていくためにどのような対策、施策を考えておられるのかを伺いたいと思います。

事業化するには、競争力があることが前提になります。釈迦に説法でございますが、事業化には資金、技術、そして人、いわゆる経営資源と熟練労働力が必要です。こういったことを可能にするための行政の各種支援がなければ、こういったご時世ですから事業化は困難です。例えば法人税等の税の優遇制度、技術導入が必要な場合の補助制度、投資、借り入れ等の事業資金調達への支援並びに金利補助、熟練労働者育成のための補助等々、他地域との差別化がなければ事業化促進は極めて難しいと言わざるを得ません。現在、もちろんこの町に当別町の企業立地促進条例、こういったもので補助を受ける、あるいは当別町中小企業特別融資制度を利用して事業拡大を図っておられる事業者が何件かおられることは私も知っております。ただ、現状の補助、助成要件だけでは、特に起業家を生み出すには至らないのではないかと私は危惧をしております。例えば先ほど申し上げましたように、当別は食品加工製造とその関連産業に優位性があるとも判断されるなら、この産業に特化した優遇措置をほかの市町村との差別化を図れる条件設定することが必要だと私は思います。もちろん最初から大手の企業のみをターゲットにする必要はありません。まずは、産業の小さな起業に対してその起業しやすい環境づくりを進めることが必要だと思います。食品加工産業、その関連産業の小さな起業家が複数参入できれば、それはおのずと大手企業の目にとまり、大手参入は町の活性化、発展へとつながるものと考えます。町長は、現行の条例をより拡充し、ターゲットを絞って他の市町村との地域間競争に優位性を持たせるといふことについてどのように考えておられるのかをお伺いしたいと思います。

次に、企業誘致の施策についてですが、私は議員の立場で町の活性化アップにつなげたいとこれまでの仕事上でのおつき合いのある方と情報交換を行っておりますが、どうもこの町には町外から積極的な企業立地の要求がいま一つ感じられません。ご承知のとおり円高の中で企業の日本離れが起こっていますが、海外での事業経営はそれほど楽なものではありません。私も幾つかの海外投資の経験がございますが、例えば労働賃金が安いからアフリカへ行こうと行って行きますと、日本の1人の労働者の力を得るためには4人のアフリカ人の労働者が要る、あるいは海外進出して大成功したかと思いきや、ある日その会社が国の政策で乗っ取られたりするケースは間々あります。特に食品加工に関して言えば、安全、安心という要素が絶対条件として求められますので、この点を大きくアピールすれば町外の企業を当別に誘致する可能性は十分あると私は確信しております。中でも町内の農産物をベースにしたアグリビジネスの促進には、その加工技術と経営手腕を持った企業

を誘致し、当別の事業家とジョイントベンチャーを組む方策は一つのあり方と思います。例えばファームレストラン構想を前回の一般質問でも申し上げましたけれども、当別には卓越した野菜や畜産物がありますから、シェフやレストラン経営手腕を有する方々並びに資本力を町外から取り入れる姿勢が必要だということでもあります。これには、ただ単に今まで同様の誘致活動ということではなく、もう一つの手法としてプライベート・エクイティ・ファンドというものを利用する、これは民間企業の持つ事業へのファンドですね、を考えに入れてはどうかというふうに考えます。町内の今あります企業並びにこれから起業、事業を起こそうとする事業者の資本力をアップするために町外企業の資本を一部取り込むという取り組みを導入すること、そしてファンド導入、これは副産物的利点としてファンドマネジャーという者の経営手腕も利用でき、事業の成長に寄与させることも可能となります。例えばの話ですが、当別新産業活性化センターに起業化支援基金、ファンドの創設なんかも一案かと私は思います。

冒頭に申し上げましたように、町民が町を挙げてまちづくりを進める機運を高めること、そのために消費者であったり、企業であったり、時には学術的な部門を加え、産業形成にかかわる個々の町民の力を結集させるという役割を果たすことが行政の大事な仕事であると先ほども申し上げましたが、こういった混迷した現代にあってはこれまで役場では考えられなかった手法を使って関係者をつないでいくということに取り組まなければ、町の活性化は図られないのではないかと考えます。私自身は、これまで民間での経験から例えばファンドを導入してみたいかがという提案を申し上げましたけれども、申し上げたいことはファンドそのもののことよりも、限られた行政の資金に頼るのではなく、現存の町内企業の手、あるいは町外企業誘致による新しい力の導入を図り、すなわち民間の資本力、資金力を活用し、産業育成拡大を目指す、そして行政はそれを積極的に誘導、支援する方向性を考えてみてはいかがかと思えます。

さらに、町長が行われているように、議員も町をどのように発展させるか、両輪となって推進力を高めることが使命であると私は議員として思っております。町長も、本年度の町政執行方針の中で議会議員に対し町民参画体制の向上についてご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いしておりました。それを踏まえ、私は議員の本分として私にできることは実行していく所存ですが、町長におかれましても時勢を見据えた新たな視点での対応につきまして前向きな所見を伺わせていただければと思います。

以上、産業の育成と企業誘致の施策につきまして私の考え方を述べさせていただきました。これらの施策、取り組みの考え方に関しまして町長のお考え方をお伺いいたします。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 答弁調整のために、10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時50分

○議長（高谷 茂君） 再開いたします。

宮司君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 宮司議員さんの産業育成と企業誘致によって歳入増、それから雇用増を図る施策の展開について一般質問ございまして、お答えをさせていただきます。

今議会は演壇方式、対面方式に当たりましては、ご承知のとおり、私は一般質問は演壇方式が、自分はこう思うけれども、議員のみんなもどうかと、一体となって理事者と議論し合うのが一般質問だというふうに思っていますから、望ましい方向だというふうに私も考えて拝聴いたしていた次第でございます。

初めに、産業育成の施策についてでありますけれども、当別町でさまざまな農産物の生産が行われております。従来当別町では、これらの農産物を強みというふうにとらえまして、生産量の増加とコストの低減を農業の目標にしてきたわけでありまして。当別の農業は、過去、とにかく増産すること、そしてコストを下げることに、組織も農業者もみんながそれを目標にしてきた時代がずっと続いていたと私は思います。その取り組みに今限界が来たというふうにも思います。しかしながら、私は当別町の農業生産技術が蓄積してきた良質な農産物は新しい付加価値を見出せる可能性が十分あると考え、前段申し上げましたように、当別の農家さんや団体はとにかくたくさん反当たりの収量をふやす、そしてコストを下げるということにそれはそれは力を尽くしてきた、しかしそれが限界だということは今みんなが気づいてきたけれども、しかし今までやってきたことは、良質な農産物を生産できる力をつけた当別町の農業者たちは、これを新しい付加価値を見出せる方向に向けるのには非常に可能性が高いというふうに判断しておりまして、今こそ農業産出額を高める戦略を真剣に考えなければならないときだというふうに考えます。道内外にあるJAが農産物の付加価値を高めることを進めてきた、加工などによって進めてきた地域もありましたけれども、当別町はそういう意味ではおくれた地域だったというふうに考えますけれども、当別町と当別町の新産業活性化センターが連携して農産物の加工製造を柱として戦略を進め差別化を図る、これが今私たちの農産物の戦略に関する基本的な考えでございます。今後は戦略性を持った農業ビジョンを設定し、選択と集中、これを実行するためにも基本的なことでございますが、具体的な戦略や企業立地に向けた実情分析をまず行いたいというふうに考えます。当別町にとって一体強みは何なのか、弱みは何なのか、オポチュニティー、機会は何があるか、それから脅威、スレット、つまりよく企業を分析するためにSWOT分析ということが、これからこれらの要素を客観的に分析して課題を整理しなければならぬと、このSWOT分析をしてしっかりと課題を整理しなければならぬと私は考えております。

また、これらの現状分析や課題の抽出、具体的な戦略や企業立地に向けた検討に際して

は、例えば食品加工製造業の育成であれば、活性化センターが既に加工に取り組んでいる町内の農業者を初め、その農業者の加工製造に協力してくれている町外の企業などの関係者とネットワークを構成する協議会を設置したいと考えています。今農産物を加工しようとしている農家の人、それを手伝っている町外におられる加工製造業の方々、そういう人たちと一体となってさらにいろいろそういう方向を目指す町内の農業者の方々を含めた協議会の設置が今必要だと私は考えております。これは、当別町における産業の育成にさまざまな方々が意見を出し合って、そして問題意識の共有化を図ることに非常に重要なことだというふうに考えております。今一人一人で、一農家がふなれなこと、自分のつき合っている業者さんとだけ検討している域だと思いますけれども、それを全部集めたいと、集めることが重要だというふうに考えます。この議論から導き出された戦略をもとに相互に協力して、最終的には話し合いに参画した方々の協力によりまして事業展開が図られる方向に発展させたいというふうに考えております。無論これらの議論を踏まえまして選択された具体的戦略、企業立地を決定する際には差別化した戦略立案をしていくこと、それから当別町の強み、人だとか企業などのそういう資産を生かした戦略でなければならないというふうに考えております。

既に町内には地域再生に取り組み、推進している企業や国が制定した中小企業地域資源活用促進法という法律に基づいて支援策を活用し、付加価値をつけた商品開発や販路開拓を行うなど、積極的に独自の展開をしている企業があります。2企業ぐらい今あると思いますが、そういうことから国、道、町、3者が連携を取り組みながらこれに支援を行っております。特に地元の養豚業者は、委託加工から新たに自社で加工場を建設して新商品の開発等に取り組み、雇用機会の充実を図ることなどを非常に評価されて北海道の一村一雇用おこし事業の認定を受けておりまして、私もこれを注目しているところであります。町としても事業認定のアドバイス、さらには中小企業特別融資において資金面で支援をして研究開発資金を貸し付けをいたしております。この中小企業特別融資は、操業支援など、それから利用の枠拡大を図りまして、当別町では3月の議会にいろいろ議論もあったことも踏まえまして、ことしの8月に融資枠を一挙に1,000万といたしまして事業資金を創設いたしております、これに対する利子補給率は石狩振興局管内において一番高く、一番たくさんしているわけでありまして、制度改正以来、年に平均15件を貸し付けをしておりまして、目下効果的に活用されているというふうに考えております。このように現行の制度は本町の特色でもありまして、農業との連携を期待される食品産業を重点として食料品製造業にターゲットを絞っておりまして、現行制度では特に起業を生み出さないのではないかというふうに当初危惧されていたこともありましたけれども、22年度議会での議論などを経まして前段説明しました融資を拡充し、それから起業や内発型の起業家支援を意識した中小企業特別融資制度拡充を講じております。後ほど企業誘致活動の推進状況を説明いたしますけれども、現行制度は制定されて2年を経過する中で国内社会経済情勢が低迷して厳しい情勢のもとであります、道内町村では当別町よりも農業人口が少なくても農業

産出高が数倍のところもあることを私は踏まえておりますので、粘り強くPRして営業を積み重ねて成果を上げていく所存でございます。ご理解のほどよろしく願いいたします。

次に、企業誘致施策についてであります。町はことしの6月ごろ北関東5県の食料品製造業450社に対しまして独自に企業立地アンケート調査を実施いたしまして、うち8社が移転を計画しており、そのうち道内移転計画を検討している企業が1社あるということを押さえておまして、今般東京都において開催される北海道立地環境セミナーに出席してセミナー参加の道外企業に対して企業誘致のPRを行うとともに、アンケート調査で道内移転計画を検討している企業を訪問して本町の立地条件等の優遇制度を説明することとしております。積極的に誘致活動を通じて、冒頭説明申し上げましたように、協議会での議論を踏まえまして、さらなる検討を進めてまいりたいと思っておりますので、議員各位、特に宮司議員さんのような現役の方々にはこの点いろいろなご指導をお願いできればと思っております。

次に、地域内のアグリビジネスのコラボレーションに関してノウハウを有する事業者、企業者の誘致及び町内企業並びに町内起業家の資本力アップを目的とする町外企業の誘致についてでありますけれども、町内企業者と同じようにすぐれた知識、それから技術を持った町外の企業が協働で新たな事業を展開していくということは理想的なものというふうに考えているところであります。そのためには、当別町にとってどのような機会があり、その機会を生かせる強みは何であるか、その強みを生かすにはどのような企業が必要なのか、そしてその企業を誘致するためにはどのようなメリット策を打ち出すことが必要なのか、議員ご発議のありましたいろいろなことについて1つずつ整理をして、これを精力的にきちっと整理をしたいと思っております。そして、企業にとって魅力ある提案書を示さなければならぬと考えております。ただ単に来てもらいたい、当別はこういうところ、都市に近いところ、農地がよくあります、優秀な農家がおりますということだけを申し上げるだけではなくて、しっかりとしたSWOTに基づいた提案書を作成して、そして民間の企業力、それから資本力を動かせるものにしていくことがベストだというふうに、そういうことであれば本当に投資してみたいと、そういうふうにしてもらえるような提案書をまずつくるといふことに全力を挙げたいと思っております。すぐれた起業計画の情報収集を怠ることなく、町として適切な相談、助言体制を整えてファンドの導入など、民間資本力の有効な一つの手段として研究しながら産業育成に役立つことは積極的に取り組む考え方であります。また、町及び関係団体のレベルアップを図ることが極めて必要になってくると考えております。

宮司議員さんにおかれては、これまでの経験で今私が一々申し上げましたようなことについて限りない豊富な知恵、経験をお持ちのキャリアの方というふうに認識いたしておりますので、昨日の本会議場で議員は行政をチェックし、町長にはっきり物を言うものなのだというような主張をされた意見もあったようですけれども、私は今から10年前に全国町村議長会会長から当別町の議会で30年の長きにわたって務めたということをお認めいただ

きました。当別町の議会には、そういう方が実はたくさん過去にも現在もおられるわけで、私は地方議会は民主主義の最良の学校であると言ったイギリスの政治学者、ジェームズ・ブライスの言葉は非常に重たいし、非常にとうといものだというふうに常々思っております。一般質問されているときは、一議員の意見の発言でありまして、合議制の機関ではなくなっているのです。ですから、冒頭に申し上げましたように、一般質問をおれはこう思うけれども、議員の皆さん、同僚の皆さんもどうかというふうに発言をされた姿勢は、私はそういう今回の取り運びは議長初め議員の皆さんに敬意を表しているところでございまして、宮司議員がなれないながらも演壇からこういう形で議員に向かって意見を言い、それを全体の力として町にぶつけようとしている、つまり議会の全体の意思にこれを昇華させようとしている議員のご発言は単なる批判や独善的な糾弾ではなくて非常に尊敬に値するものと思っております。今後も本町の経済の活性化に向けましてご助言とご協力をお願いをいたしまして、答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 宮司君。

○3番（宮司正毅君） 中小企業特別融資で利子補給率が石狩振興局管内では一番高いとか、あるいは北関東食料品の製造業にアンケートを出されて8社も移転計画がありというようなことを今お聞きしまして、私の知らないこともたくさんあるので、まだ不勉強だなということを感じました。いずれにしても、私の質問に対して丁寧、そしてかつ前向きな町長のご回答をいただき、心強く感じました。中でも民間の資本力、資金力、こういったことを使うことが極めて重要であるという町長の積極姿勢も今伺えましたので、勇気づけられもいたしました。

最初の質問では、実はちょっとしなかったのですが、企業誘致について1つだけ追加といたしますか、お話をさせていただきたいと思っております。食品加工、それからアグリビジネス推進に焦点を絞ってということで最初の質問、提言をいたしましたけれども、その延長線上でショッピングモール開発の企業誘致も視野に入れてはどうかというふうに思います。農産物の販売、それから当別のブランディング商品の販売、あるいはファームレストラン、スーパーマーケット、町内商店街等の参入を要はクラスター化して、そして町民はもちろん札幌あるいは近隣市町村の方が買い物に来てくれる、あるいは食事をしに来てくれると、こういったものを呼び込めるような魅力あるモールの開発ということができれば、そこに町内外の方が来てお金を落としてくれる、それが当別町の歳入に寄与するものだというふうに私は思います。そんなものができてしまったら、町内の商店街が客を持っていかれてしまってというふうに恐れておられる、そういった声も聞きます。しかし、それは逆で、人が当別町にたくさん足を踏み入れてくれれば、逆に商売のチャンスは広がるものです。私は、そうとらえるべきだと思います。むしろそういったモールに町内の商店街も積極的に参画して、そしてモールそのものを大きくしていく、これが理想的な姿だと私は考えております。先ほども申し上げましたように、現在のこういった経済情勢の中で企業誘致を今すぐ実現させるなんていうことはそう簡単なことではありません。だからこそ今町民が

一致団結する、そういった機運を守り立て、そういったものを醸成し、そして企業誘致促進、すなわち特に資本の導入、これをぜひ積極的に進める施策と行動が必要かなというふうに考えます。今申し上げました点について、町長のお考えを伺えればと思います。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 宮司議員に申し上げますけれども、再質問に関してはご本人が大分気にされておりますけれども、最初の発言の延長で間違いなく発言ですので、町長に再質問に答えていただきます。

答弁調整のため、10分間休憩をいたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時24分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

宮司君の再質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 宮司議員さんの再質問にお答えいたします。

今年の8月ごろから商店街の活性化実態調査を始めておりましたが、11月末ころにこれが終わっておりますので、今後商工会と関係の事業者の説明をする予定であります。その中でこれからの方向性を見出す考え方で、ご発議ありましたショッピングモール街だとか、そういうことにつきましても選択肢の一つというふうになると思います。この商工会その他の関係者というのは、先ほど答弁しましたように、いろんなこれからつくろうとする事業者、そういうものも含めまして検討してもらうことによって意思統一ができると、やっかみとか批判とか全部いろいろと判断、お互いが議論し合えると思いますので、また資本は当然検討の課題となりますが、当別の今までの常識以上の危機感を持って大きな資本力の導入というのは大切なことではありますが、ただいきなり行政がファンドのことについてはなかなか厳しいことがありますので、十二分にこのことについては検討していきたいというふうに思っております。新たな協議会でそういうこともあわせて検討し、行政もファンドの性格、それからファンドを自治体が導入する場合についても十二分に検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 以上で宮司君の質問を打ち切らせていただきます。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時28分

○副議長（後藤正洋君） 再開いたします。

次に、通告2番、市川君の質問であります。

市川君。

○11番（市川 正君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目であります。少子化対策の今後の取り組みについてであります。今や日本の社会問題となっている少子化問題であります。近年日本の出生率は急激に低下し、昭和40年代には2.1人程度で安定していましたが、平成7年には現在の人口を将来にわたって維持する水準2.08を大きく下回り、1.42となっております。そして、平成19年には1.34人まで低下をし、将来を担う15歳未満の子どもの数に減少をもたらしております。また、高齢化は、諸外国に類を見ない速度で進行しており、65歳以上の人口割合は昭和40年代後半には7%で推移していましたが、平成16年には約19%と25年間で3倍弱になっております。近年の日本の人口構成は、急速に大きく変化したことにより、今後の国づくりに大きな課題を残して浮上し、政府においては少子化社会対策会議を設置し、今後の対応を協議していると認識しております。このような状況は、全国の市町村も例外ではなく、各自治体がそれぞれ対策を練っているものと思いますが、当別町においても同様の現状であり、このことを踏まえ有識者などで構成する15名の当別町少子化対策検討会議が平成22年に設置され、さまざまな角度から打開策を協議され、8回もの会議を経て平成23年3月には町に対して提言書の提出がありました。提言内容としては、少子化問題の周知、町内外の意見の集約、若者の交流促進のサポート、子育て環境の整備、教育環境の整備、経済、雇用面の充実、国や北海道に対する要望など、どの項目においても欠くことのできない大切な要素ととらえております。この提言を受け、そして6月定例議会での山田議員の一般質問を踏まえ、町長は速やかに役場内に専門性のあるまちの未来推進室を新設したことは、重要施策としての位置づけを明確にした強い意気込みを感じる適切な考え方として私も賛同するものであります。新設された部署においては、今後の戦略について検討されていると考えますが、さきにお話ししたように、非常に範囲の広い中での提言ということであり、あれもこれもすべて政策としてすぐに取り込むとしても限度があると思うところであります。当然必要な予算も出てくるものと思われれます。特に子育て環境の整備、医療費に係る支援、教育環境の整備などは身近な取り組みが容易な分野かもしれませんが、町予算の計上も不可欠と想定されます。現在の町の財政を考えると、厳しい面もあると思われれますが、総合的に長い目で今後の課題整理、そしてまちづくりを進める上でやはり町民の参加、民間の知恵などを取り入れ、情報交換など、少しでも多くの方々に実態を知っていただき、みんなで話し合いをし、政策を議論する体制づくりが先決と考えるところであります。町長のご見解を伺いたいと思います。

なお、私たちが先々月10月26日に議員仲間と子育て支援について長野県千曲市の子育て

支援センターを訪問し、視察研修を十分にしてきたところであります。なおまた、当別には当別らしい優位性もあると思われま。恵まれた自然環境、大学という知的財産のある町としてJR学園都市線の電化、コミュニティバスの運行による交通手段の充実など、これまで以上にPRの強化も一つの策として考えますが、町長は幅広い分野の中でどの部分を切り口として少子化対策として考えていくのか、現時点のお考えをお聞きいたしたいと思ひます。

次に、景観形成を持続するための活動についてで質問いたします。当別町は、平成14年3月、先人が伝えてくれた大地当別の恵まれた自然と生活、文化を生かし、一人一人が主役となってまちづくりを進めるために美しいまち当別をみんなで作る条例を制定いたしました。全道的に当時は余り例を見ない条例と記憶しておりますが、町長が当別の魅力を高めるといふ意気込みをあらわしたものであり、私たち議員も同様の思ひから趣旨に賛同したものであります。それ以後、全町的に各地域において美しい地域の景観活動に積極的に取り組みが開始され、市街地では道路沿線や河川に花を植栽、雑草の草刈りなど、美化活動を展開してまいりました。また、農村部では、不法投棄物の撤去、廃タイヤの処分、古い農機具の処分、農道、町道の草刈りなど、それぞれの地域で老いも若きも住民が一体となり、活動を展開してまいりました。特に平成19年度からは、農地・水・環境保全向上対策事業が実施されたことにより、農村地域の住民はもとより一部農業者以外の町民も加わり、環境美化活動に取り組んだことにより機動力も増したととらえておりますし、農家住宅の周りでの植林、道路沿線におけるヒマワリ、花など、植栽により色とりどりの美しさが目につくようになったと感じております。先ほどの宮司議員の質問にもありましたように、すばらしい田園風景も大切にしていかなければなりません。現に私の居住する地域でも、過去には住宅の周りに使用しなくなったタイヤや農機具が散在していましたが、除去されたことにより整然とした住居と庭園という状況に変わってきていると思われま。最近では、景観法にかかわる施行条例なども制定し、建築、土木関係の範囲まで規制をして景観形成の充実を図ってきていると認識しております。これまでの活動は、実績として形にあらわれてきているとは思ひますが、町民はふだん住みなれた地域の充実度は一定のものとして評価をし、満足するものはあると思ひますが、大切なのは町外から訪れる方の当別町の景観についての印象ではないかと思ひます。特に交通量の多い幹線道路、国道、道道沿線は身近に目につくものであり、道路の構造形態にもよると思ひますが、特に私が目につきやすい活動の大きかりなものとして道道当別浜益港線の緑化活動であります。事業の完成時には大きな樹木の植栽がなされたと記憶しておりますが、成長と管理に問題があったのか、最近では少なくなり、その後国道275号線との接点、樺戸町から六軒町にかけてまでのハマナス、いわゆる低木が植栽されました。それ以来、地域住民と民間企業の共同作業として歩道には花の苗が毎年植栽されるようになりました。しかも、樺戸町から春日町に向けて道路の両サイドの植栽ということで見事な色彩を演出しており、通行する方々の目にとまっております。新しく完成する当別ダムは、今後観光スポットとして見学に来

る方々も増加すると想定され、大方の方はこのルートを通行すると予想されることから、ぜひ継続した取り組みをお願いしたいところであります。さらには、春日町より弁華別方面への延長などを計画していただきたいと考えますが、町長のご見解を伺いたいと思います。

あわせて、この事業展開は地域住民と企業の共同作業として取り組まれた経緯と認識しておりますが、残念なことに近年本町においては企業の倒産が目立っております。企業自体が一定の面積を受け持ち、植栽がなされている現状から、今後の活動も危惧される場所であり、総合計画の重点プランにもある協働の視点による取り組みにも支障が心配されますので、今後の進め方について町としてアドバイス、支援など、考え方をお聞かせ願いたいと思います。町長のご答弁を期待いたします。

最後に、防犯灯のLED対策の対応について質問いたします。東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故を機に、省エネルギー効果の高いLED、発光ダイオード照明の注目度が従来以上に増しています。福島第一原発の事故は、世界のエネルギー、環境政策に多大な影響を与え、原子力発電に関するリスクが認識された一方、太陽や風力など自然エネルギーに対する注目も高まっていますが、エネルギー政策の転換は簡単にできるものではありません。ことしの夏に原発事故による電力供給の不安から計画停電が実施され、寒さ厳しい冬についても暖房用電力の供給不安が問われています。こうした状況から想定される今後の動きは、まず節電、省電力の推進であろうと考えます。一例としては、コンビニエンスストア大手のセブンイレブンやローソンが店内照明や看板などのLED化を進めると発表しております。また、国は7月に東京電力、東北電力区域で一部を除き500キロワット以上の大口需要に対する15%の電力使用の削減の努力を求めています。このような中私たちに何ができるのか、このような考えから私は、町内で約2,600灯ある防犯灯は1日に11時間、年間4,000時間と点灯時間の長い防犯灯を低消費電力で長寿命であるLEDに順次取りかえていくことが望まれると思いますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

以上、町長の誠意ある答弁をお願いし、質問といたします。

○副議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時48分

○副議長（後藤正洋君） 再開します。

答弁調整のため、1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○副議長（後藤正洋君） 再開します。

市川君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 市川議員さんの一般質問にお答えいたします。

最初に、少子化対策の今後の取り組みについてのご質問であります。まちの未来推進室はいわゆる町の少子化対策を実施する部署ですが、単に子育て環境をより改善し、子どもの数をふやすということが設置の目的ではありません。さまざまな事業、施策を組み合わせ、結果として子ども及び子どもを持つ家庭がふえて町が活性化する、そういうことを念頭に置いて町に住みたいと思える施策は何か、どうしたら町に人々を呼び戻せるか、町に不足している事柄は何なのか、今お住まいの住民の皆さんにとって町に誇りを持ってもらえる魅力ある施策は何かなどを町全体として考えていく部署であります。子どもを持つお母さんに対する施策もあるであります。病院や福祉的な子育て環境の向上もあるでしょう。教育施設もありますし、働く場所の確保や日常消費にもかかわる商業的施策ももちろん考えていく必要があります。本年9月1日設置後約3カ月を経過しましたが、まちの未来推進室では現在戦略的に打ち出すための調査活動及び住民との協働体制をつくるための準備を行っています。具体的な施策を定めるに当たって第5次総合計画、子育て行動計画はもとより、当別町少子化対策検討会議から提言書、それから町民アンケートなどを踏まえて、より効果的な施策展開となるよう戦略を考えなければなりません。当然これまでの進めてきた町施策同様、町民の協力のもと、知恵を結集して進めるべきものであり、行政だけで進められるものではない、ここのところは非常に意識しております。町政だけができることではないという考えに変わりはありません。私としては、役場と住民をつなぐまちづくり協議会などを立ち上げ、意見の収集に努めていきたいと考えているのであります。当別町商工会では、先月次世代育成特別委員会が設置されていますし、当別移住促進協議会でも本年度から2カ年間で子育て世代が安心して転入できる生活基盤福祉支援事業に取り組まれていることなど、民間の皆様方もこの少子化対策、まちづくり対策について行政と連携して進められる動きがあることも承知しており、私としても大変心強く感じているところであります。役場内においても、庁内での横断的な検討を進めるため、当別町少子化対策検討会議を既に設置しておりますので、ぜひとも民間の方々の各組織と情報を共有してよりよい施策づくりができるように研さんに努めていく所存であります。しかしながら、年度途中にもかかわらず今政策判断を、設置したまちの未来推進室の活動を推進するためには、この部屋がみずから行う目に見える事業実施も必要であります。今年度は、北海道や市町村振興協会の支援を受けまして、親子のコミュニケーションや地域で支える子育て環境、さらには父親の育児参加意識を高めるなど、住民の皆さんとともに

に考えるフォーラムを開催するなど、子育て施策の底上げに資する事業を実施しますし、さらに当別町には3.11の東日本大震災で被災されたお子さんを連れて移住されたご家族がいらっしゃるわけですが、来る来年の2月11日に開催されるあそ雪の広場に北海道、特に札幌市に避難されている被災者の皆様をお招きして、心優しくいやしの町当別町をアピールするイベントとして行政と各団体が連携して実施することを計画しております。

最後に、切り口とする施策についてですけれども、冒頭申し上げたとおり、単に子育てや福祉施策を充実すれば町が活性化し、人口問題解消するとは毛頭考えておりません。まちづくり施策として実施するわけですから、町の持つ課題が浮き彫りになって複雑に組み合った事業遂行となるものとイメージされています。まずは、町の現状や他市町村の導入施策をしっかりと把握して費用対効果の分析の検証なども進めますし、今町としてできる事業を着実に実施したいというふうに考えております。ですから、拙速に子育てに対する補助金だとか、教育関連の補助施策、さらには医療補助に対する福祉施策を切り口の事業に決めるということは今の段階では申し上げられません。しかし、一方でこの問題は喫緊の課題であることは明白ですので、早期に対策を打つ必要があると考えておりますので、スピード感を持って本町は何をメインに据えて施策を実施するか町民にお示しをして、その事業量や事業費用の投下について町民の皆さんの合意が得られる形で財政的な課題も整理していきたいというふうに考えております。

ただ、申し添えさせていただきますと、当別町にはこの部屋を設置して9月以降から出生数は18人、それから転入者が161人、合わせて179人新しい新町民、この部屋を設けてから179人の新町民がいらっしゃるようになりますけれども、当別移住促進協議会では7月から転入された方々に交流会のご案内をされていますし、ライオンズクラブでは被災されたご家族をクリスマス家族会にお招きをして交流を深めるなど、温かく迎え入れる努力をされているのでございます。大都市に隣接しながら、都会にはない温かさや地域のきずなを大切にしているということがこの町の重要なセールスポイントの一つになるというふうに信じて、していきたいと考えております。私は、今未来推進室について未来に向かってそれぞれのことで新しい取り組みを申し上げさせていただきましたけれども、いろいろな団体、いろいろな企画を披瀝したところですが、議会は調査あるいは企画立案、必要な情報収集、それから意向調査、住民との意見交換、それから議案の調査だとか、そういうことをやるのが望ましいわけですから、ご質問いただきました市川議員さんは常日ごろ町のイベントには、いろいろな町民が創意工夫されるイベントにことごとく参加されている姿を日ごろ拝見して非常に尊敬いたしております。ぜひ先ほど申し上げた父親等の町民のフォーラム、そういうことなどには議会の皆さんを誘って多数積極的に、ただ町は何をやるのだということを私からお聞きして検証していただくだけでなく、今申し上げたように、いろんな議会にはやるべき仕事がたくさんあるわけですから、そういうこともぜひやっていただければありがたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

次に、景観形成の持続に関する質問についてであります。道道当別浜益港線に関する緑化活動につきましては、市川議員さんご承知のとおり、平成17年に住民自治が新しいまちづくりに寄与するための組織を立ち上げて、協働する沿線の環境整備などを通して景観を末永く保存し、景観という貴重な財源を未来に伝えることを目的として、まさに地域住民と企業、町などが一体となってふくろう街道の景観保存会を設立して官と民が協働でこの間取り組んできた事業であります。この取り組みに対しましては、町内外から大変好評で、ふくろう街道は今や非常に広がっているところであります。引き続きふくろう街道の景観保存会と調整を図りながら、可能な限り事業を継続して実施をしていけるように、保存会を取り巻くいろんな状況も大変厳しいものがありますが、町としても最大限取り組んでまいりたいと考えております。

また、事業を拡大する件についてであります。この取り組みにつきましては建設協会に加入されている町内の各企業が大きくかかわりを持っていながら取り進めてきた事業であります。市川議員ご指摘のとおり、各事業の倒産によりましてこれまでどおりの取り組みを維持していくことが非常に厳しい状況になっております。先日もふくろう街道景観保存会役員会を開催して、事業の拡大は難しい、多少規模を縮小することになるという意見であります。できるだけ縮小幅を少なくする努力、各団体で協力し合い取り組んでいくことを確認したところでございます。当然町といたしましてはこの取り組みを継続し、実施していけるように保存会と一緒に知恵を出し合い、工夫しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。また、現在この事業に参画されている企業以外でも、この有名になっている、ある意味ではブランドになっているこの沿道の保存会を維持していくために沿道の町内会などが中心になって取り組まれておりますけれども、今後J A、農協さん、あるいは土地改良区さん、それから金融機関さんなどにも声をかけて、町内会活動されている各種団体等に対して積極的にご支援をいただけるように声をかけていきたいというふうに思います。また、参加して取り組んでいただける人の数をふやせるように、個人的にもそういう方がふえるように町としては対応してまいりたいと考えております。

次に、防犯灯のLED化対策の対応についてのご質問でありますけれども、防犯灯は各町内会が設置して維持管理しておりまして、現在町内には2,527灯設置されておりまして、その内訳は白熱灯が22灯、蛍光灯が974灯、水銀灯が1,531灯で、町では防犯灯の新設、それから改良費用及び電気料金の一部を助成しております。LEDの防犯灯は、発光ダイオードを使用したもので、エネルギー効果と耐久性に非常にすぐれて、従来の照明灯に比べて明るさはこれまでとほぼ同様であっても消費電力が少ないために発電に伴う二酸化炭素排出量の削減に効果がありまして、地球温暖化防止にもつながります。また、電気料金の節減や管球交換の長期化などが進みまして、1日10時間使用するとしても10年以上は取りかえが不要だというふうに言われております。町内会の維持管理費の節減にもつながりまして、この普及は重要であると認識しております。また、課題であった設置費用も、技術的進歩によりまして価格の低廉化が進んでおりまして、LED防犯灯は全国的に今普及し

てきておりまして、石狩振興局管内の各自治体もこの導入を進めております。町といたしましても、LED防犯灯の導入については設置費用の情報を収集し、あわせて本年10月には各町内会に対してLED防犯灯アンケート調査を実施しました。町内会の約67%がLEDの防犯灯の導入に関心を示しております。今後については、LED防犯灯の新設の助成に加えて、財政的に厳しい中ではありますが、予算の範囲内においてLED防犯灯の導入について各町内会と協議をしてその普及を進めてまいります。

なお、町内会における防犯灯の新設改良や維持管理費、それからごみステーションの管理費、それから排雪費など、それぞれの負担は町内会費で、排雪費などは1戸当たりという提案から始まりましたけれども、結局は町内会の合意のもと集めた町内会費の中で今納めてもらっているという状況でありまして、賄われているということから町内会の未加入者の加入促進は私はとても大切だと思って、私自身自分の町内会でも会員としてそういう発言もしておりますし、また近くの町内会の中で呼ばれた都度町内会に入っていたきたいというお願いをしているところでもあります。町内会に入るとは自由意思だと街頭においてマイクで言っている人もおりますが、日本では従来から血縁関係とともにどこに住んでいるかは地縁関係で人間が生きる上で座標軸になっているわけです。生活の広域化、グローバル化の一方で高齢化、それから単身化世帯が増加でライフスタイルが多様化していること、お互いにつながり合うきっかけを見失っているように見えます。高齢化していることによってお互いにつながり合っていくことが、だんだんそういう機会を見失っているように見えるわけでありまして、経済的にも時間的にもあらゆる面でゆとりのなさが、自分に関係ないということには見向きもしないという切り捨ててしまう冷酷さ、冷淡さで他人とその地域に対する関心がだんだん薄れて狭い個人の世界に閉じこもって、結果として自分を守るための社会的なセーフティネットをみずから手放していくことになってしまうわけでありまして、町内会はその地域的区画内に生じるさまざまな問題、ごみだとか、街灯だとか、排雪だとか、交通網ですね、対処することになりますので、地域の管理に当たる地域自治組織がその代表に当たるわけで、会員になることは地域住民の課題に意見を述べる権利を持つことを意味しまして、脱会してしまうということはそれを捨ててしまうことになるので、脱会することはもちろん自由ではありますが、居住地の町域空間を共有する管理組織、それにかわる組織がないのも事実でありますから、脱会は町内会の管理力を低下させるということでございまして、最高裁でも町内会に入る入らないは自由だというふうには言っております。しかし、それは、それにかわるものがないのだから、ほかの任意の団体とは違うのだということもちゃんと判例の中できちっと言っているわけです。そういうことで、それは裁判所が言う言わないの問題ではなく、地域生活をする方にとっては町内会に入らなくてもいいというようなことを大声で言うような問題ではないのではないかと私は思うわけでありまして、地域社会への関与機会を失う、そういうことにならないように、地域住民組織が確立されれば、住民の暮らしにかかわる行政事務、地域分権について、地域分権というものが町内会に実現してくるといふふうに、地方自治がま

すます進化していくというふうには私は思うわけでありますので、ただ議会で街灯を改善したから、それは好きにやった、私たちには関係ないのだというようなことではなくて、それぞれのエネルギーのことについては地球温暖化につながる重要なことですので、みんながやっぱり議員ご発議のとおり、当別町民1万8,000の町民が最大の関心を持つべきものではないかというふうに思っている次第でございますので、漸次ご発議のとおり切りかえていくということでございますので、以上で答弁いたします。

○副議長（後藤正洋君） 市川君の再質問を許します。

市川君。

○11番（市川 正君） 大変ご丁寧なご答弁をありがとうございます。

少子化対策の件につきましては、それぞれ行政としても努力されていることを認識を私もいたしました。それぞれ組織を持って大いに取り組んでいかれるということでもありますので、ご期待を申し上げたいと思います。

景観形成については、ただいま答弁をいただきましたけれども、心配はありますけれども、懸念されますけれども、なお継続するようこれからも再度努力をお願いしたいと思うところでございます。

省エネ対策の件につきましては、67%LEDを希望するというようなアンケート調査だったというふうにお伺いしておりますけれども、明年度の予算の取り組みの中にご答弁いただきましたように、さらなる可能な限りの補助、助成をお願いをしたいと思っておりますし、ただいま町長ご答弁いただきましたように、町内会の中に加われないという住民がいるということにつきましては、私どもも地域とだけではなく全町的に議員としても町内会長とも連携をとりながらそのような推進をしてまいりたいと、努力をしてまいりたいと、こう考えているところでございます。

ことしも残り少なくなってまいりましたけれども、ただいま申し上げましたけれども、これから来年度予算に取り組みられていくことと思っておりますが、いずれの案件につきましてもさらなるご検討をいただくことをお願いをしたいと思っておりますけれども、ご答弁は求めませんので、私の質問を以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○副議長（後藤正洋君） 市川君の質問を打ち切ります。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時26分

○副議長（後藤正洋君） 再開します。

次に、通告3番、石川君の質問であります。

石川君。

○6番（石川和栄君） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。皆様のお手元にある通告一覧表に沿って質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、防災対策に女性の登用について。東日本大震災を受け、全国各地で防災対策を見直す動きが活発化しています。大震災では、避難所で女性が着がえる場所がないことなど、また授乳できるスペースがないなど、既存の防災対策に女性の視点が決定的に欠落している実態が浮き彫りになりました。地域の防災対策の見直しでは、女性の視点を積極的に取り入れなければならないと考えます。生活に密着した女性ならではの視点で見れば、女性だけではなく子どもやお年寄りにとって何が必要なのか、きめ細かい対応に気づくことができます。それは、避難所の環境改善などを初め、あらゆる場面の防災対策の充実につながると強く感じます。このたび全国の公明党女性議員と連携し、12月1日から1カ月程度かけて女性の視点からの防災行政点検を行いました。大震災で大きな被害を受けた岩手、宮城、福島の3県を除いた640の市区町村と18の都府県で防災担当部局に対して聞き取り調査を実施させていただきました。その結果、地方の防災会議に女性がいないところは44%、防災部局に女性がいないところは52%、避難所運営に女性の声が反映されていないところが47%、地方防災会議における女性議員の割合はゼロ%もしくは5%未満の会議の状況で、総合的に3分の2以上占めることがわかりました。半数以上の自治体で防災計画に女性の意見が反映されていない実態が明らかになりました。国の防災基本計画には、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策、方針決定過程及び防災現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要があると明記されています。いつ災害が起こるかわからない状況の中で、早急な対応が求められます。町として、防災対策に女性の登用を考えていただきたいというふうに思います。町長のお考えをお伺いいたします。

次、2点目、環境行政について。この質問は、先ほど午前中先輩の市川議員がご質問され、また先ほど町長がご答弁されたものと大体内容が一緒でございますので、重複する可能性が強いので、先ほどの市川議員の質問に対する町長の答弁で今使っている防犯灯をLED灯にかえてくださるといふ誠意あるご答弁をしていただきましたので、これは本当に皆さんがすごい思いで望んでいることですので、ぜひ実現していただきたいというふうに思いますので、この点については省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

3番目、女性と子どもの生命と健康を守る対策について。質問させていただく前に、この件につきましては私通告を出した時点ではまだ国のほうでは継続して来年度以降もしてくださるような明確な予算も計上されることもなく未定だったものですから、私今回質問ということで載せさせていただきました。一応国に対してもありますし、町長自身もどのように考えているのかというのがありますので、これは引き続き質問させていただきます。実は、きのうの一般紙、私は道新ですけども、道新に、これから質問します子宮頸がん、

ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンの接種に必要なワクチン接種緊急促進臨時特例基金事業が今年度末で期限が切れるのです。つまりもう20日もしないで切れてしまうという状況でも、国のほうからの方針が明らかになっていませんでした。ところが、きのうの道新に來年度、ただ期限つきです。來年度末までこの3ワクチンを接種するという、継続してくださるといって一応発表になりました。私は、そういう1年区切りごとの予算ではなくして、これは公明党自身もそうなのですけれども、予防接種法、公明党、厚労省に來年度から3ワクチンの定期接種化に踏み切るべきである、毎年毎年予算がつくのかつかないのか、継続するのかわからないというふうに国民に、また町民の皆さんに心配かけるのではなくして、安心できるよう、命にかかわることにはしっかりとやっていただきたい。予防接種法の対象疾病に位置づける法を改正しなければならないのです、定期接種化にするためには。その実現するまでは継続すべきであるというふうに思い、訴えさせてもいただき、意見書も提出させていただきました。特に3ワクチンの中でも女性の子宮頸がんというのは、これは本当に検診と予防ワクチンでほぼ100%予防できる唯一のがんと言われています。子宮頸がんて亡くなる人は、年間3,500人以上います。予防することで救える生命であるならば、その体制を最優先で整えるのが国の政治の責任であると私は本当に強く感じています。また、妊婦健診の支援基金もそうです。これもまた1年限りですけれども、來年末までしてくださることになりましたけれども、これもことしの末で切れることになっていました。政府は、新たに創設する子ども・子育て新システムの中で対応するとしていますが、本当に具体的な内容は明らかになっていなくて、ただ來年度1年間も継続するという一応発表になっています。本当に少子化対策ではありませんが、母子ともに安心して2人目を挑戦しよう、3人目を子どものためにもつくろうと、そういう思いにするにはやはり経済的な面でも安心して母子ともに健康なお子さんを産む、そういうことを本当に国としてしっかりと、私は毎年毎年の予算ではなくして継続してきちっと国民にお答えできるような政策を責任持ってやっていただきたい。そういう状況の中で当別町の町政として、來年度以降もこの3ワクチンとともに妊婦健診14回の公費助成の継続実施をいただけたらと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

最後、4つ目、公文書に音声コードの導入について。現在ゆとりに活字文書読み上げ装置1台設置されていますが、音声コードは導入されていません。音声コードは、約800文字の情報を記録できる長方形のバーコードです。これを活字文書読み上げ装置に通すと、文字情報の内容を音声で聞くことができ、視覚障がい者にとって情報を得る切り札として期待されています。特に高齢者の中途失明者の中には、年金や納税など生活に直結する情報を正しく入手できないケースも多いというふうに聞いております。こうしたことから、書面に印刷された音声コードを読み取り、文書の内容を音声で流す同装置の普及が求められますが、それには音声コードのシステムの重要性和普及促進、同コードの仕組みや活字文書読み上げ装置の使い方の説明などを民生委員の方など対象に音声コードの研修会を行うなど、民生委員の方が視覚障がい者宅を訪ね、音声コードへのニーズを吸い上げること

などが大事と考えます。現在は、特定の携帯電話からも音声コードが読み取れるようになり、文字情報の入手がかなり身近になっています。当別町には、視覚障がい者が38人いらっしゃいます。視覚障がい者への情報バリアフリー化対策の一環として、公文書に音声コードの早期導入を提案いたします。町長のお考えをお聞かせください。

以上、私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（後藤正洋君） 答弁調整のため、10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時48分

○副議長（後藤正洋君） 再開します。

石川君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 石川議員さんの一般質問にお答えいたします。

石川議員さんご指摘のとおり、防災対策については男性、女性だけではなく乳幼児から高齢者、それから健常者や障がいのある方など、それぞれニーズに対する対策強化を図っていかなければならないと認識いたしております。ご質問の当別町防災会議における女性議員の登用についてでございますが、議員ご承知のとおり、防災会議委員については災害対策基本法第16条及び当別町防災会議条例によりまして構成を決めております。例えば指定地方行政機関の職員であったり、陸上自衛隊員及び航空自衛隊員の自衛官というようなほとんど各構成機関の職指定であるために、その職に女性がついていない場合は委員となるのが現状ではありませんので、現在当別町の防災会議に女性の委員はおりません。しかしながら、当別町では避難所の運営など、議員ご発議のとおり、実動的な行動マニュアルの作成と充実を進めていかなければならないというふうを考えておりますので、これは男女問わず地域の皆様から広く意見をお聞きして各種団体の方々とも連携を進めることができ、女性の視点を尊重し、のみならずきめ細やかな防災対策が行えるようにしたいと考えております。

次に、女性と子どもの健康と生命を守る対策についてであります。当別町では平成23年1月から子宮頸がん等のワクチン緊急接種促進事業により国から2分の1の補助金を受けて子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンの3つの予防接種を実施しております。子宮頸がんワクチンは、中学1年生から高校1年生までの女子を対象に実施しており、10月末までに合計392人が接種しております。また、ヒブワクチンと小児肺炎球菌ワクチンは、生後2カ月から4歳までの乳幼児を対象に実施しており、10月末までにヒブワクチンは199人、小児肺炎球菌ワクチンは184人が接種しております。子どもたちの健康を守り、予防できる病気は未然にしっかりと予防するために予防接種は重要な事業

と考えておりました、周知の徹底を図るとともに地域の医療機関と連携をし、実施体系を整えているところです。現在国の予防接種部会では、これら3つのワクチンを任意の予防接種から定期の予防接種に向け審議検討中であるため、国では子宮頸がん等の予防接種に対する助成の継続に向けてワクチンの接種緊急促進基金を積み増しし、平成24年まで延長する方針を固めているというふうに聞いております。町といたしましても、定期予防接種の制度が整うまでは対象の子どもたちが受けやすい体制を維持することが重要と考えますので、次年度も継続していきたくと考えております。

次に、妊婦一般健康診査の公費負担の継続についてですが、妊婦一般健康診査は妊婦が早期に、かつ定期的に健診を受けることで健やかな妊娠期を過ごして順調な分娩と健全な育児につながるための健診であります。平成21年度から14回分の公費助成を行っており、22年度は77人、本年度は11月末までに50人が利用しています。この事業は、14回分のうち9回分については国から2分の1の補助がありますが、その他は町が負担することで妊娠期間に14回の定期の健診を無料で受けることができます。現在国では、妊婦健康診査支援基金を活用した補助事業を平成24年度まで延長する方針を固めているというふうに聞いております。町といたしましても、子宮頸がん等の予防接種に対する助成と同様に、次年度も継続していきたくと考えております。今後、将来に向けて子育て世代が安心して妊娠を迎えることができるように、この事業を継続することで重要な施策と考えておりますので、今後も町村会などを通じまして国に強く要請していきたくと思います。

次に、公文書の音声コードの導入についてであります。音声コードにつきましては視覚障がい者向けに文字情報を音声にして伝える技術の一つとして、切手くらいの大きさのコードに約800字分の文字の情報として記録できるものでありますけれども、この音声コードの読み上げ装置については視覚障がい1級、2級の障がい者及び障がい者の日常生活用具として給付対象になっているところでありまして、当別町内には今1件給付しております。ゆとろでも福祉課障がいサービス係の窓口において早くから、石川議員などの要望、ご意見などありまして二、三年前から設置しているところでありまして、また、ことしの春からも一部携帯電話において音声コードの読み取り機能が搭載されている装置も発売されておりました、音声コードの利用拡大が図られているところでありまして、一方、音声コードのついた文書などの普及については、全国社会福祉協議会が発行している障害者自立支援法のサービス利用についてパンフレットや年金定期便の封筒などの一部に限られている状況であります。音声コードの導入に当たりましては、まず視覚障がい者への読み上げ装置の普及が前提となりますので、視覚障がい者の方々の利用の実態やニーズを把握、どのくらい実際にいるのか、それから望んでいるか、そういうことを把握に努めることといたしまして、音声コードの作成については今後福祉課内において専用ソフトの研究や職員の作成技術の習得を図りながら、音声コード化が可能な文書への導入に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○副議長（後藤正洋君） 石川君の再質問を許します。

○6番（石川和栄君） 質問ではありません。先ほど私の質問いたしました3ワクチンと、それと妊婦健診の一般紙に載っていた件なのですけれども、これからの方針であって現実にやるとまだ今の時点で決まったわけではないことを決まったような形で私が質問したということでお聞きしましたので、改めて訂正させていただきます。

それと、ただいま3点町長のご答弁、本当に誠意ある視点からのご答弁で感謝しております。本当にありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（後藤正洋君） 以上で石川君の質問を打ち切らせていただきます。



◎散会の宣告

○副議長（後藤正洋君） 以上、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

あすは午前10時から会議を開きます。

本日は大変ご苦労さまでございました。

（午後 2時00分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成24年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成23年第6回当別町議会定例会 第3日

平成23年12月15日（木曜日） 午前10時開議

議 事 日 程 （第3号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

閉 会

午前10時00分開議

出席議員（16名）

1番	山田明君	2番	古谷陽一君
3番	宮司正毅君	5番	稲村勝俊君
6番	石川和栄君	7番	臼杵英男君
8番	小早川孝男君	9番	神林俊一君
10番	岡野喜代治君	11番	市川正君
12番	桐井信征君	13番	島田裕司君
14番	竹田和雄君	15番	柏樹正君
16番	後藤正洋君	17番	高谷茂君

欠席議員（1名）

4番 渋谷俊和君

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	泉亭俊彦君
副町長	近藤充徳君
総務部長	加賀谷定歳君
総務課長	野村雅史君
財政課長	江口昇君
納税課長	加藤慎也君
企画部長	増輪肇君
企画課長	熊谷康弘君
住民環境部長	森田至君
環境生活課長	佐々木由紀夫君
福祉部長	高橋通君
福祉課長	高取真由美君
福祉課参事	辻野幸一君
経済部長	竹原陽一君
農林課長	松浦悟志君
建設水道部長	滝本隆志君
建設課長	藤原正志君
代表監査委員	米口稔君
教育委員長	大澤勉君

教 育 長	山 内 秀 治 君
教 育 部 長	小 山 久 夫 君
管 理 課 長	山 田 敏 行 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	中 越 辰 雄 君
次 長	五十嵐 一 夫 君
主 幹	小 川 義 則 君
主 任	川 村 治 君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長(高谷 茂君) おはようございます。ただいまの出席議員16名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長(高谷 茂君) 議事日程でございますが、さきにお配りをした日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長(高谷 茂君) 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第118条の規定により、

13番 島田 裕司 君

14番 竹田 和雄 君

を指名いたします。



◎一般質問

○議長(高谷 茂君) 日程第2、一般質問を行います。

質問順序はさきにお配りした一般質問通告一覧により行います。

通告5番、柏樹君の質問であります。

柏樹君。

○15番(柏樹 正君) 議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

町長の政治姿勢について一般質問を行います。野田内閣は、11月のAPEC首脳会議で国民へのまともな説明もないまま例外なしの関税撤廃を原則とするTPPへの参加に向けて関係国との交渉に入ることを表明しました。例外なしという点では、アメリカ政府の受けとめと首相の発言に食い違いがあるのに、野田政権は訂正をアメリカに求めようとしていません。チーズと七面鳥やチキンなどの家禽類の肉を関税撤廃すると表明しなかったカナダは、それだけで交渉参加を拒否されました。農業のみならずあらゆる分野に影響するこの問題に対する対応について、町長にお伺いをいたします。

この間、町長のTPP問題に対する危機意識と姿勢は、早くから各団体や町民に強く伝わってきました。町議会、農協を初め農業関係団体、商工会など、それぞれの反対行動、

数度にわたる共同行動は町内においても不十分ながらも一定の広がりを見せて、私は道内的にも進んだ取り組みとしてこれまでの活動の評価をすべきと考えますが、町長の考えを伺いたいと思います。

そして、今TPPの具体的影響について各分野で町民に具体的に知らせていくこと、資料等を示すなど、こういうことが重要と思いますが、どうでしょうか。

TPPの中心にいるのはアメリカです。アメリカの経済ルールを日本に持ち込んでアメリカ型の貿易と投資の自由化を押しつけてくるのは明らかで、その被害は国民生活のあらゆる分野に及びます。その具体的事例を通じてTPPの危険性、国民の命や暮らし、農業や食糧、地域経済の破壊など、町民の中にその危険性を広げていく必要があると思います。一般新聞もTPPへの日本参加反対の国民的運動の広がりを受けて、今具体的な特集を組んで連日のように報道しております。例えば米の価格はどうなるのか、小麦は、牛乳は、北海道の畑作への影響は、関税以外に何をまた決めるのか、薬の値段は、遺伝子組み換えは、食の安全などなどであります。一例として医療への影響について混合診療の全面解禁問題があり、国民皆保険制度が崩されてお金のない者は医療を受けられなくなる、アメリカの現実、これが日本で実際に起こってくる、営利企業の医療分野への参入などアメリカがこれまで日本に求めてきたものを交渉の場で一層強力に求めてくる、こうしたことが具体的に起こり得ると北海道医師会長が共済ホールで切々と訴えられたときに、命にかかわる現実的、具体的な問題として参加した多くの人からある種のどよめきが生じたというか、緊迫感、緊張感を感じたほどであります。このときの印象を11月5日、北石狩農協で行われたTPP参加反対運動に関する報告会で前日の全道集会に参加した多くの議員を代表して高谷議長が感想として述べておられました。雇用について、海外から低賃金水準の労働者が日本の労働市場に流入して賃金、労働条件の引き下げ競争の激化という混乱を招いて日本国内の格差と貧困がさらに悪化することが避けられないと労働組合は訴えております。町長が以前に紹介した宅急便の一件は、この具体例だと思います。この話を私もいろいろなところで紹介しておりますが、こうした身の回りに起こり得る影響の具体的な事例について私たち自身町民の中にもっと広げていく必要があると思います。これからの運動の強化について、それぞれの団体などの取り組みとともに、国会議員などへの要請や広範な町民へのアピールを含む共同行動の強化、速やかな情報の提供と、そして共有、何よりも当別町一体となった取り組みを確実に進めていくことが必要と思いますが、町としての体制強化等について町長にお尋ねをするものであります。

次に、来年度平成24年度当別町予算編成に向けての町長の基本的考え方についてお伺いをいたします。政府は、東日本大震災の復旧に向けた予算を重視しておりますが、地方自治体に対し交付税の減額がされるかの話が出ているようではありますが、交付税の減額は許される話ではありません。一方で、国の予算で住民負担の増加も予想されますが、町予算においては住民負担増にならないようにすること、町民生活も引き続き苦しい状態が続いており、十分な配慮が望まれます。当別町では、ことしほどしにせでもある町内企業が相

次いで倒産、あるいは経営困難に陥った年はないと思います。年末から年度末、24年度にかけ、さらに切実な状況は続くと思われることから、身近な公共事業の発注を行って、あるいは国の緊急対策を新旧を含めて最大限活用した雇用の確保ととりわけ現在の町内の商工業に対する支援策を強化すべきと思います。きのう宮司議員が中長期的視点に立った企業誘致やブランド化について提起をされましたが、その熱い思いを否定するものではありません。一方で、今現実に経営に苦しんでいる商工業者に対する町長の現状認識と当面の対策、次年度に向けての考えをお伺いするものであります。

再生可能、自然エネルギーを地域の資源に即して具体化する取り組みが道内で進んでおります。当別町でも地場産業分野の雇用創出拡大につながる可能な分野があると思いますが、検討していく考え方についてお伺いをいたします。例えば当別町には森林があります。林地残材、木質資源の活用をもっと有効に活用できるのではないかと指摘もあります。国の補助体制が弱い、伐採には補助があるけれども、搬出には補助制度がないという、このためにコストの面からも今は活用しにくい面もあるかと思いますが、森林資源の活用の可能性がないのかあるのか、重油、灯油といったエネルギーから地域の自然エネルギーを利活用して地域内で消費する試みがあってよいのではないかと感じるわけですが、雇用効果にも結びつく地域おこしのこれは一例ですが、そのほかにも工夫できる資源エネルギーもあるのではないかと考えて質問するものであります。

最後に、特別職などの報酬について来年度報酬審議会を開催するための予算を計上することについて町の考え方をお伺いいたします。町長、副町長、教育長や議員も平成15年以来財政危機で長期間にわたってみずから期末手当をカットしてきました。平成19年には町長が70%、議員も50%削減し、今年度も町長は期末の20%カット、議員も10%カットをしております。私は、町財政再建の立場から議員をもっと減らせという意見に対しては、定数を減らすと住民の声が届きにくくなる、それよりも議員報酬をカットすべきという主張をしてまいりました。しかし、本来それぞれの職責に合う報酬というのは町長や議員がみずから決めるのではなく、第三者機関にその意見を求めてきた、そういう歴史もあります。引き上げのときだけの審議会でなく、時期を見て意見を求めるべきものと思います。最近人事院勧告は、毎年のように職員の給与引き下げの方向があって、先日の臨時議会でも引き下げが決まりました。特別職の場合、平成10年に審議会答申をされて以来、報酬審議会が開かれていません。私は、近隣市町村の状況や町民の感情を考慮し、一定の指摘、意見を求めることも大事だと思います。2年前の9月議会でこの件について質問いたしましたが、一定の年限たちましたので、改めて町長にお伺いをするものであります。

以上、町長の誠意ある答弁を期待しまして、一般質問といたします。

○議長（高谷 茂君） 答弁調整のため、10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時23分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

柏樹君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 柏樹議員さんの一般質問にお答えいたします。

最初に、T P Pが農業にもたらす問題についてでございますけれども、10月24日に開催されました石狩管内の民主政策懇談会というのがありまして、管内の首長、市長、町長、村長、それぞれ職員とともに懇談会がありました。その席上におきまして、私とたしか新篠津の村長さんだっただと思いますけれども、このT P Pの問題について話題にさせていただきました。そこで私は、特にT P Pに危機感を持った対応を間違いなく、政策のかじ取りを間違わないでもらいたいと、例えば規模拡大するための手当ををすとか、そのために協力した土地を減らす農家についてもしっかりと支援をする、そういうことを本当に守ってくれますかということを私は進んで発言をしてみました。そのとき出席されておられました民主党関係者の方々は、一様に理解を示してくれまして、本当にやるとすればそうしなければならないということを書いてくれましたので、私はああいうふうにすることは震災で膨大な予算が要る内閣が本当にできるのだろうか、二兎を追うということができるとかという思いをかけて実は迫ったわけですが、そのときは出席いただいた方々は私の発言、新篠津の村長の発言に非常に同調的であったことをまずお知らせしたいと思っておりますけれども、11月4日には柏樹議員さんご発議のとおり道民集会がございましたけれども、そのとき私と、それから議長、また議員の何人かの方も、それから農業関係の方々が当別からは、会場も制限されていましてから大勢行くわけにはいかなかった事情もあったと思っておりますが、行ったわけでありまして、T P Pで医療制度の問題について柏樹議員のお話のとおりいろいろお話がありました。私は、後段、全部はその先生の話聞いておりませんが、実はいろいろな会合の中で聞いておりまして、薬品だとか、あるいは遺伝子の組み換えの作物など、それから安全基準、それから公共事業の入札、金融、保険、労働、そういう幅広い分野に影響が与えられまして、この国の形を本当にすっかり変えていくという問題と、そういう認識をこの道民集会の中で私自身も非常に強めました。

それを受けまして、実はこの大会に行ってきたら当別で報告会という、道民大会の代表しか行けない形でしたから報告会というのをやっただろうかと、何を隠そう組合長さんと私とで個人的にお話をして、組合長も系統ではなかなかそういう農業が突出してしまうとますます国民があれば農業の問題だという印象になるので、警戒しているのだと、そういうことでありましたけれども、町からそういう話をいただければ、やっぱりやらせてもらいたいという、話はスムーズに進んで、実は組合長が主催者になって開かれたところで、議長も前の日の非常に説得力のある話を公開、公表したという流れでございました。農協や商工会、関係団体を中心になって道民集会について、あわせてT P P参加反対運動、

前の日は考える会でしたけれども、当別では反対運動に関する報告会という形で催されて153名の方が出席されておりまして、あのときは議会の方々も随分出ておられましたので、そういう意味では非常に成功でなかったかというふうに思っておりまして、T P P参加した場合影響についてそれぞれの立場の人が報告をあのときはしたので、少なくとも集まられた150人余りの方々から当別町にいろいろと反響が広がるような集会であったというふうに思っておりますけれども、後日この報告会に参加した町を初め11団体の連名によりましてT P P交渉参加反対の要請書というものが民主党北海道総支部連合会に提出しています。これも実は町村会の町村長との話し合いの経過を踏まえて、せっかく当別で催したのだから、そこで153人で終わりではなくて、当別ではこうなったよということをやっぱり民主党北海道にお届けするということがいいですよということを経合長さんとも話をさせていただいて、そういうふうに組合長さんも運んでいただいたということで、私としては議員ご発議のとおり私自身も同じ考え方を持っておりますから、このことについては可能な限り町民の中にT P P問題について情報が入らないというようなことのないように、そして共有するようという動きをさせていただいたつもりでございます。

また、11月30日に野田内閣総理大臣出席のもと開催されました全国町村長大会では、地域経済や社会を崩壊させる、真の地方分権が成り立たなくなっていくという危機感からT P P参加に反対するということが全会一致で採択したところでございます。これは、市長会でも同時期にこのように全国で決めていることでありまして、町村会でもそういうふうに総理大臣出席のところまで決定したところでございまして、これら一連の取り組みについて私は何回も申し上げておりますけれども、町長としては昨年からのスタンスを変えないで町として、また議会や農林業、商工会、関係の団体の方々と一緒に取り組んできたというふうに認識しておりますけれども、町民の中にはそれでもなおかつ一部にはT P Pはやっぱり農業の問題が大きいのではないかというふうに思われている人もまだいないとは言えないのではないかなというふうに考えているところでございます。

次に、具体的影響の分野を町民に示すことの重要性についてのお話もありましたけれども、T P P参加が社会全般にわたって大きく影響を及ぼすものであります。国は国民に対していまだ十分な情報を開示しておりませんし、また国内において十分な議論もされていないままに参加協議意思を決めておりますので、今だ各分野における影響については正式な情報がないというようなことが続いております。今後国が参加協議を進める中で各分野における影響が明らかになってくると思いますので、急な展開も予想されます。実は、今月の20日前後に私自身農林大臣に直接面会する予定なども持っておりますので、私どもの会の中でそういうことができれば、引き続き政府の動向について注視していきたいと、そしてまたそこでいろいろな情報を得たいというふうに考えて、確かな情報を得ながら当別町が受ける影響を幅広く検証して議会とともに関係団体と連携しながら、多くの町民の皆さんに情報を周知して町民全体が危機感を持つような一丸となった取り組みを進めなければならないというふうに考えているところでございます。また、日本医師会や日本歯科

医師会など40団体が構成する国民医療推進会議でも、12月の9日に日本の医療を守る総決起大会を開催して、交渉に医療分野を対象とすることによってだれもがひとしく医療を受けられる国民皆保険制度の崩壊を招くとして断固反対を決議しております。これは、先ほど柏樹議員からもお話ありましたけれども、日本ではだれでも保険証1枚持っていけばいつでも医療を受けられる、こんないい制度、実はこの地球上で日本が一番すぐれて、日本が一番早くから確立したものでございます。そういうことですので、このいい制度を日本人は当たり前の湯水のように思っていたかもしれませんが、これがよそではこうでないのが、今アメリカの医療の考え方が入ってくるとこれにひびが入るというようなことについて、この辺についてはやっぱり国民が一番驚くことだというふうに、米が安くなるのはいいことではないのというふうに思っている方がいるとしても、保険証を持っていっても必ずしも受けられない、保険証では受けられないという、そういうようなことが現実に起こることになってくると、やっぱり皆さんが大変心配になってくると、こういうこともあわせてTPP問題についてはただ農業の問題だけでないのだと、近代的な進んだ農業をやれない人が反対しているのだというような考えはちょっと違うのですよということをやっぱりわかってもらうことを根強く議会とともにこれからも各分野における組織、それから団体の皆様にも情報収集のもとにあらゆる機会を通じまして情報を広く提供していただくことが重要だというふうに考えているところでございます。

次に、24年度予算編成に向けた基本的な考え方について国の予算との関連についてのご質問でございますけれども、まず地方交付税については国の概算要求の時点で自治体に配分される出口ベースで1.6%減少になっています。総務省によりますと、概算要求に合わせて作成された2012年度の地方財政収支の仮試算によりますと、地方交付税や地方税などを合わせまして一般財源総額は0.9%増の60兆円、地方財源は今後3年間の予算の大枠を示す中期財政フレームに基づきまして実質的に2011年度の水準を下回らないように要求するとしていますが、交付税に関しては1.6%減少になっています。これは、2011年度は国税五税の決算の増加などから前年度から1兆126億円もの繰り越しが今年度はあったわけですが、来年度2012年度は前年度から地方税収の大きな伸びが期待できず、繰り越しを見込むことができない状況、ことしから来年に向けては繰り越すことができないということで、川端総務大臣は概算要求に関して記者会見などではさまざまな方法を検討して自治体に交付する額を少しでも多くしたいと、努力をしたいというふうにおっしゃっていますし、交付税確保に全力を尽くすと、そういう話をしております。私も町村会の総務担当委員長として先般も働きかけてきておりますが、総務省ではそういうふうな型どおりは言っていたのですけれども、復旧、復興財源経費の地方負担分などを賄う交付税の別枠確保も要望している状況になっておりますので、この点に関して私も道内選出議員や総務省を初め各省庁、それから北海道に対して地方自治体が今置かれている財政状況についてしっかり説明して、自治体の歳入財源として最も大切な地方交付税の重要性と必要額の確保については並大抵でない要請の仕方をしてきているところでございますけれども、

ぜひ町議会議員の皆様におかれましても地方交付税の充実強化を図り、地域間格差の解消を求めるために多くの議員がすべて既にいろいろ要請活動をされておりますし、決議もされておりますけれども、今年度は未曾有の大震災から復興、復旧を政府が国民全体から求められていることに加えまして、我が国の国債残高が2011年度見込みで667兆円に達しております。国の財政健全化も重要政策として掲げておりますので、新規国債発行は44兆円以内に抑えていかなければならないということなどありまして、財政健全化路線が堅持されることになると、交付税が大きく減少すれば、地方の住民生活だとか住民サービスに影響することが出てくるのではないかとというふうに憂慮しているところでございます。今後示される地方財政計画の内容を注視するとともに、必要な交付税の総額の確保に向けまして各政党の国会議員や国の関係機関に対してともに強く要望していくことが特に重要と考えております。

私は、10年くらい町長をさせていただきまして、前の町長の時代にも議員として年末にいろいろなお供をしていってこの辺のことについては随分経験を重ねておりますが、昨今当別のことについて最も理解をし、協力をしてくださる議員さん方が非常に少なくなって、例えば今政権政党の与党の民主党さんも非常に理解を持ってくださる方はおられるのですけれども、それが党の政策あるいは予算陳情についてはまた別の機関だというようなことで非常に仕組みが複雑でございますので、この時期になると各国会の当別に非常に理解のある先生方が何人も、例えば地方交付税はこういうふうになっているよとか、こういうふうになるよとか、こういうふうになるよとか、人によっては本当に端的に当別のことについてはこのくらい見込めるのではなかろうかというようなメモくらいは流れてくることがあったのですけれども、今はやっぱり政府与党も非常に仕組みも変わっているということもあって各首長はいろいろと試行錯誤、努力して情報収集に尽くしておりますけれども、容易でないという状況が続いているということをご理解いただきたいと思いません。

次に、平成24年度の予算編成の基本的な方針でありますけれども、本町は平成17年度から積極的に財政の健全化に取り組んできた結果、ピーク時で197億円あった町債残高が平成23年度末には142億円台になる見込みであります。これは、大体平成15年から8年間で55億円くらいの削減が実現しているということを示すのであります。このことは私も町民にいろいろなあいさつをさせていただき機会をさせていただいたり、もちろん町広報やらネットで公開しているところでありますけれども、この際に町民の方の集会のときにも一、二度話していますけれども、55億の町債を削減させていただいた、町民の皆さんのご理解で、その中でその一環として例えば人件費は5億3,000万減らしているのですということもつけ加えて説明してきました。きょうも説明させていただきます。なぜかといいますと、私たちは例えば排雪費の負担、いろいろなお話をさせていただき中で、もっと町はやることあるのではないかと、町の職員はもっと給料減らすべきだと端的に言われること、何回も浴びせられています。夜間、職員が時間外手当も何も全部もらう立場でない、そう

ということでご説明に上がっているときに、もっとあなた方の給料を減らして、それから住民負担を求めるべきだということも数多く要求される、私はやっぱり情報がよく行き渡っていないかと、55億減らした中でわずか200人くらいの職員で実は5億円人件費減らしているのですよと、2万人で55億、200人の職員で5億3,000万人件費を減らしているということについてもどうかご理解してくださいと言うと、少しはわかっていただけたということがあったなと思います。そういうことも私はやっぱり町民の皆さんにいろいろよく理解していただかなければならないことだと思っておりますので、単にただ142億円に減る見込みですとか減りましたということだけではいけないと思っておりますので、蛇足ながら答弁に加えさせていただいております。

財政健全化法に基づきまして健全化判断比率は、平成22年度決算で実質公債費比率は19.9、21年は21.6だったと思いますけれども、22年度は19.9、それから将来負担比率は173.8%、これは205.1だったものがここまで下がっておりますが、それぞれ当別町の財政運営計画に沿って健全化が進んでいるということでもあります。しかしながら、依然として公債費と公債費の残高はやっぱり高水準にあります。特に将来に生きる次世代の方々たちに負担を先送りしないために、そして継続可能な安定した住民サービスを提供するために引き続き公債費の抑制を含めて財政運営に取り組む必要があるというふうに考えます。しかし、一方では柏樹議員が憂慮されておりましたとおり、本町の企業の経営を取り巻く環境は非常に厳しい状況がありますことで、24年度の予算編成に関しては財政運営計画、それから政策評価に基づきまして、この政策評価に基づいて後年度の負担を求めることになる地方債を財源とした公共事業の見直しを進めながら河川や道路補修、また施設の維持、修繕などといった町民生活にとって安心につながる、しかも身近な公共事業の実施につながる事業について計画的に実施して、町内の中小企業の経営対策としては低迷している経済状況の下支えの強化を図りながら予算編成をしていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、本町における再生可能な自然エネルギーの地域資源活用に対する取り組みについての質問でございますけれども、今年度の東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故発生以降、原発にかわる代替エネルギーとして太陽光、風力などの再生可能エネルギーが注目を浴びてエネルギーのあり方は将来にわたる重要課題であると考えております。さて、本町の地域資源としては、2万6,000ヘクタールの森林がありまして、その所有区分は国、道有林が49%、町有林が9%、民有林が42%というふうになっておりまして、森林は貴重な地域資源でありまして、林地の残材など木質バイオマスについても導入の可能性について検討しておりますが、輸送にかかわる運搬費などのコスト面、それから所有者との関係などからすぐ資源として活用することは現状としては困難な面が多いというふうに認識しているところでございます。

最後に、特別職の報酬審議会開催の予算計上するかという質問でございますけれども、特別職等の報酬についてはそれぞれの業務内容や活動内容、また業務量に見合わせて対価

として適正な報酬額を定め、各条例に基づき支給を行ってきたというふうに認識しております。2年前の柏樹議員さんの質問に対して、特別職の報酬につきましては前年度から大幅な削減を自主的に実施してきておりまして、町の広報でも公表しております。このことは、報酬審議会にお諮りをしたものではありませんが、経済情勢や社会情勢を的確に判断して対応させていただきましたと答弁させていただいてきたとおりで、今も何ら変わりません。また、2008年の地方自治法の改正で、203条では議員報酬については行政委員や審議委員など非常勤の職員報酬と一緒に規定せず、議員を非常勤の職員として位置づける誤解を解いています。議員は、非常勤でないのだということを物語っているわけです。2008年に法改正がされているわけでありまして、これは何を意味するかは省略させていただきますけれども、平成の大合併で地方議員は6万人くらいいたのが今はもう4万人に激減しているわけでありまして、したがって議会はパワーアップしていかなければならないのです。物すごくいろいろ企画立案、調査、監査、いろんなことをやらなければならないわけで、そういうことが求められているわけで、審議委員なんかではないのだぞということは決められているわけでありますから、そして機関競争主義という、これは議会で私余り使っていませんでしたけれども、議決機関と執行機関、それが切磋琢磨する、競争し合うという、そういう機関競争主義を作動させるためにも特別職の報酬審議会を私は諮問せず、二元代表制、町長与党がいるとかいろいろ言われましたけれども、そういうことではなくて二元代表制ですから議会と町長はそれぞれ町民から直接選ばれているわけで、それが地方自治の根本でありますから、我が国の。そういう制度の中には、的確にお互いが判断することによって、町長が諮問機関をつくったからとか、つくらないからとかということではなくて、そういうことで二元代表制の地方自治の制度の中では的確に判断することが必要だというふうに考えておりますので、私は議会が本当にそういうことを二元代表制できちっと議論をしていく中でお互いがこういうことについて考えていくべきことであって、町長が諮問機関をつくったからとか、あるいは議会がつくったからということで人に責任を転嫁するということではなくて、お互いがしっかりとした責任を持ち合っていくべきものだというふうに考えておりますことを、それが考え方であるということをお知らせし、答弁といたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高谷 茂君） 柏樹君。

○15番（柏樹 正君） 町長から答弁をいただきました。総じて評価する部分が多いのですが、2点重ねてお伺いする部分がございます。

T P Pについては、今町長が経過も含めて町長自身の活動も紹介されながら、特にいろいろな動きで当別町内における活動、それから全道的な動きの中でより強めていかなければならないことも含めて紹介があったので、それはいいのですが、きのうきょうのいろいろなニュースを見ましても全国で参加反対についての運動が今強められております。きのうおとといは、富山県議会で共産党と自民党の共同提案でT P P参加について、その表明

に抗議するというのが自民党と共産党で共同提案して、反対したのは民主党で、賛成多数で決まったというニュースが載っていました、きょう。この1点で、やっぱりいろんな党は超えて1点でこの危険性を全国に広めてやっていこうという動きが、当別では非常にすぐれた形で貴重なこのことの積み重ねがあると私は思うのです。そういう意味では、今町長も引き続いていろんな形でいろんな分野でこの運動を広げていく必要性も訴えておりました。私、10月に地方議員の研修会、全道ではなくて全国のいろんな党派の人も含めて来ている研修会に参加しました。道森連の北海道森林組合連合会の副会長さんがT P Pと森林、林業について講演されたのです。ここでは、T P Pの先行事例は林業だと、もう既に丸太が課税ゼロになって相当年数たつて輸入がふえて国産材が売れないために造林放棄地が増加していった歴史を言われました。自給率は北海道では55%だそうです、例えば丸太は40年物の丸太が大根1本に匹敵する、そういう例まで出されて本当にひどい状態になっているのだと、国産材にもう既に手をかけなくなってしまっている、先ほど搬出の輸送にコストがかかるという町長のお話がありましたが、やっても売っても損をするだけだという話、実はその副会長さんは北海道における森林の価値というのは本当は11兆円以上あるのだと、それがもうお金にならないのだと、これがT P Pによる影響、さらにこの額で見ると農業への影響額2.1兆円ですか、その5倍に当たるのだというお話をされていました。今回の影響によると33億円ほどで少ないと思われるようだけれども、地域や雇用への影響は大変なものだというふうに訴えておられたのが印象的でありました。

それから、医療や薬の分野でも、先週T P Pの分野で知的財産権保護条項というのがあるって安い価格の医薬品の供給が脅かされるという懸念が強まっているという報道がありました。新薬の知的財産権を使って収益を上げようとするアメリカの製薬業界の要求が背景にあるのだと、T P P交渉で、今既にジェネリック医薬品というのが結構使われるようになっていますが、これを出回りにくくするというのがアメリカ側からいろんな圧力で今来ているのだという話、それが私たちの生活に直接そういう点では結びつくわけで、例えばジェネリック医薬品でエイズ、H I Vの治療薬が2002年当時は1人その治療薬で1万ドルぐらいしたのが今はもう60ドルぐらいに下がっているそうなのですが、この知的財産権保護というのが強化されるとそれが使えなくなってしまうという、入手が困難になってしまうという、そういうお医者さんたちの、国境なき医師団というのですか、その人たちが訴えております。韓国で今アメリカとのF T Aがあって、アメリカの製薬会社が薬が安過ぎると訴える、不満を言うと、そうするとその価格決定にかかわることができるようになるという、そういう部分があるのです。アメリカが日本の薬の公定価格が安いと言ってくる可能性が高くなる、そうするとどういふふうになるか、ジェネリックが普及しているのが、新薬からそちらに移行できなくなる、アメリカの要求がそういうのが出てくるといふこと、アメリカのねらいは自国の製薬大手の薬を高く売り込んで輸出をふやすといふことですから、そういうのが私たちの身の回りに起こってくるという、先ほどの保険の話町長がされていましたが、こういうところにまで来るのだという関連性も医療にかかわるT P Pの危

険な具体例になると私は思います。こうした事例が本当に身近な回りで起こるのだということを知りやすく町民の中に広げていくことが今求められているというふうに思います。町長は、今お話の中で協働の取り組みを評価してこれからも強めていく必要があるし、町民に大きくやっぱりそういういろんな分野のことを知らせていく必要があるということを知りたくて町長は強調されていました。私は、このことをそういう分野でのリード的役割を引き続いて町長に求めていきたいし、改めてそのことについての決意を、そういう点での今後の取り組みの強化すべき部分として町長の先頭性というのか、セントウという表現は闘うのほうの戦闘性もあるかと思いますが、先頭を切ってやっぱり進めていっていただきたいというふうに思います。

それから、もう一点、特別職の報酬審議会の問題なのですが、2年前の答弁でも町長は大幅に削減を自主的に実施したのだと、むしろ下げるような状況の中でわざわざ費用弁償を払ってそのようなことは考えてこなかったと、今後議会が開くべしというような意向であれば、審議会設置は検討したいというふうに当時答えておられたのです。今のお話は、二元代表制だとか、それぞれのところで、議会は議会、町長は町長ということなのですが、審議会も今までも議員というのは必然性ではなくて特別職のほうはやって議会もあわせての話だというふうに私思っています。だから、答申で議員の報酬をそこで義務的に議論することというふうに私はとらえていなかったのですが、それはその部分があるのですが、今町長の報酬が私は高いと思っているのではないのです。ただ、今の近隣の状況や財政の問題等含めると住民感情もある、そういうところを町長の判断も私は貴重だと思うのですが、審議会も住民のいろいろな方の意見を聞いていろんな分析をするという点で私は評価があっていいと思うのです。町長は町長の審議会、議会は議会の審議会というのを私はそれぞれあっていいと思うのです。平成10年以来ですから、仮に改定来年検討して平成25年とすれば、15年ぶりになります。やはり一度審議会にその妥当性というか、そういうものも含めて判断をしてもらう機会も私はあっていいと思うのです。そのことを改めて町長には求めておきたい、今後予算編成の中で意見を酌み取っていただければありがたいと思って、再質問いたします。

○議長（高谷 茂君） 答弁調整のため、5分間休憩をいたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時08分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

柏樹君の再質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 柏樹議員さんの再質問にお答えしますが、TPPは今国の

大きな問題になっております。そこで、私は、今申し上げましたように、町民に対して皆さん方に少しでも町長として知り得ている情報とかいろいろお話しして、心配していることをこういうふうに動いておりますというお話を申し上げて理解いただいたところでございます。国に対しては、それぞれの経済団体、あるいは大会、町民大会で決議したこと、あるいは議会で議決したことがありますので、これは町長が、地方自治体の長が国に向かって動くということにはやっぱり限界がありますので、私のやるべき活動というのは、声援を送っていただけるのは非常に光栄なのですけれども、私はできる限りそれは団体や、あるいは議会が決議せつかくしているわけですから、そういうものを決議された責任者が行動していただくことがありがたいと思っております。ただ、引き続き同じような行動、また情報収集のためには私はいろいろな新聞も見させていただいております、ネットだとか新聞でとかそういうふうな活動を続けて、できる行動はしていきたいと思っております。

それから、特別職の報酬の問題については、これは申し上げましたようにやっぱりきちんとしたことを、せつかく柏樹議員さんが私は今回議会の一般質問についても対面方式からまた演壇方式にしようという非常にいい提案を指導されたのではないかと思っております、きのうも実はほかの人の一般質問のときにちょっと開陳させていただいたわけで、それはただここに一般質問する人が議長を見て演説するのが好きだとかそういうことではなくて、議場の皆さん、私は報酬審議会をつくるべきだと、報酬審議をしてもらって下げるべきだ、上げるべきだ、考えてもらうべきだと思っておりますけれども、みんなはどうかということのために議員さんはこちらで質問されていることなのです。ですから、それで初めて議会と町との考えが両方お互いが対等の意見として、それが合議制の団体になるということで、議会で一般質問を1人がそちらでしているのは一議員の意見にすぎないので、柏樹議員さんがそういうもすばらしい意見もありますし、皆さん共感することもほとんどだと思っております。しかし、そういうことだけではなくて、やっぱりみんなも同じだということで議会と理事者と執行機関とが一緒になって切磋琢磨し合っていくと、それが先ほど申し上げましたように機関同士として切磋琢磨し合って競争原理に従っていい町政をしいていくということになるのだということをあえて申し上げたのはそういうことで、この議会ではやっぱり随分いろいろと時間を費やしたことがありますので、少なくとも柏樹議員さんのようにこの議場でもう35年以上いろいろ熟達されている議員さんにおかれましては議員の皆さんの意見、総意をまとめて、そして理事者とそういうシビアな問題についてはしていくべきだと、提案していただきたいと、そんなふうにありますので、先ほど申し上げた答弁のとおりでございます。いろいろとご意見は拝聴いたしましたから、私なりに、もちろん理事者側としても報酬審議のことについて無頓着であることでは決してございません。ただ、短絡的な判断というものは、本当にそれで議会活動になるのかということについてはしっかりと考え合っていかなければならないことだと思っておりますので、ご理解をいただきますよう申し添えさせていただきます。答弁いたします。

○議長（高谷 茂君） 柏樹君。

○15番（柏樹 正君） 特別職報酬審議会についての今町長のお話重ねてあったのですが、お互いの立場でそれぞれ議論するのは場所はどこというよりも中身の問題で、私の取り上げ方が町長理解されているのかどうか、審議会に諮ることの意味が私は非常に大きいものがあるというふうに、歴史的にもあるということを示し上げたのです。そのときの町長の報酬なり、各特別職の報酬なり、議員の報酬というのは、やっぱりいろいろな意味で住民からもいろんな意見が出てくる、みずからもある、そして一定の基準等もあるというのはいろんな経過があると思うのです。私は、町長が積極的にまずみずからのそういう部分も感じ取って、そして期末等で大幅なカットをしたときもあるし、今まだ続けておられるわけですけれども、このままでずっとそういう形でよいのかということを示しに一度問うのも私は価値があると思うのです。町長の姿勢は、私姿勢として否定しません。否定しないけれども、そういう住民の意見もある、だからそこも私は考えてもよいとき、毎年やれということではないわけですから、それがもう十数年になっているので、やっぱりそれを参考に決めればよいわけですから、その審議会の答申をそのまま決めるということではないです。やっぱり諮問して、白紙諮問することもあるし、これぐらいでどうだろうというふうに諮問する、いろんな方法あると思うのです。それは、町長の姿勢の問題があらわれた審議会ですから、その答申をどういうふうに尊重するかというのはその後の町長の話ですから、いずれにしても私は第三者機関の価値というか、必要性というのをこの際改めて町長にも要望しておきたい、今度るとき、これからの中で、先ほどもちょっと降給されるようなお話がありましたので、ぜひその方向を求めておきたいというふうに思います。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（泉亭俊彦君） せっかくの一般質問ですから、あえて私も答弁させていただきませうけれども、そういうような考え、尊重したいと思いますが、ただいろいろなことについて町政全般について一番知っておらなければならない、実際一番知っているのはやっぱり町長なり議会議員なのですよね、柏樹議員さん。そういうことで突然任命されたから、議員の報酬がこれだけがふさわしい、町長の報酬はこれだけがふさわしいということを的確に本当に答申がいただけるかどうかということも私たちは考えるべき責任があると思うのです。例えば当別ダムのことについて、来年完成するのでございますが、あれだけの広大な用地を当別ダムをつくるために必要なのかというような意見、ダムをやめなさいと、当別の議会が107回も特別委員会をやっておりましてけれども、1枚の半ぴらが配られるとダムは直ちに中止すべきだということ、そういうことが町内の方で配られて過去にあったのですけれども、そうするとそれを見た人たちのほうが本当に無駄かもしれないねとか誤解する場合があると思うのです。ですから、そういうことについてもやっぱり議会が水というものはいかに大切なものかということについて、単に当別だけの水ではなくて、広域的な道民が水を使うために、水というのは本当に大事なもののだから、これだけの500ヘクタールの牧場をなくしたり、あるいは3,000ヘクタールの集水面積をとったりするこ

とによって安全な水が確保できるのだ、それが源である当別町の石狩市さんや札幌市さんに対する責任なのだということを将来にわたってみんな議論してきたわけです。そのために、そこで農業をやっておられた人たちにも理解をいただいて移動してもらったり、いろいろ議会は苦労してきたのです。そういうことを何にもわからないで短絡的に判断する場合もあると思うのです。そういうときに、やっぱり議会在が果たす役割というのは随分大きかったのだと思うのであります。ですから、そういうことを踏まえて、この議会は17人の議員の皆さんが調査やら、あるいは企画やらいろいろなことをされて立案もしてくる、そういう中で理事者側がいろいろなことをまた提案していくという形でない、すべて理事者側が提案し、企画し、立案し、それは逆にお手盛り行政でないかという論法だってあるのであります。ですから、そういうことをお互いに、やっぱり2つの機関が独立し合っているいろいろな提案したり審議、議決したりして、議決されないことは絶対執行できないという形で日本の地方自治というのは確立されているということをこの議会はお互いに理解を深めていく必要があるのではない、決して報酬審議会をかたくなにそんなものは要らないとか要るとかということをお願いするのではなくて、本当に議会側に柏樹議員さん以外の方々を含めて全体の総意がそうなっているのでしょうかということも私は考えなければならぬ立場だということをご理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（高谷 茂君） 以上で柏樹君の質問を打ち切らせていただきます。

次に、通告6番、古谷君の質問であります。

古谷君。

○2番（古谷陽一君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

最初に、旧町営スキー場の今後の利活用について質問させていただきます。旧町営中小屋スキー場は、古くは中小屋の町有林を地元の子供たちが遊び場として利用していた。昭和38年、当別町スキー連盟がスキー場として開放していただくよう町に陳情し、第1回町民スキー大会を開催し、スキー場としての形ができ上がった。昭和46年には休息小屋が建てられ、昭和47年より管理人がつき、ストーブがたかれた。昭和50年には20メートル級ジャンプ台が設置されるなど改修が進められ、昭和55年からは民間の業者によるロープ塔と食堂が設置され、札幌市民などの利用者がふえてJR学園都市線の利用も多くなった。また、平成2年に中小屋スキー場の大々的な改修計画が持ち上がり、町においても国に対し総事業費1億5,000万円の補助を要望した。その前段として、平成3年、真駒内の陸上自衛隊第11師団の協力によりスキー場ゲレンデの改修が行われ、平成4年には防衛施設局の補助事業として採択され、ペアリフトとナイター照明が設置された。翌平成5年、食堂並びにリフト券売場を有する町営中小屋スキー場管理棟が建設され、平成8年にはスキーコースの拡幅、さらには初級、中級向けのファミリーコースの開設を行い、スノーボーダーにとっても格好の練習場となっていた。特に小中学生の体育授業を初めとして、町内、

管内の冬季スポーツ大会など、また地域の住民を初め町内外の多くの人々が長く厳しい冬を楽しく過ごすとともに、心身のリフレッシュと健康と触れ合いを高めることをねらいにスキー場祭りを開催し、地元町内会はもちろん、札幌市、月形町、新篠津村などからの参加もあり、大いに盛り上がっていた。また、この周辺唯一の全日本スキー連盟公認の級位検定のスキー場でもあり、多くの人々が資格を得るために練習に励んでいたところであり、このように町営中小屋スキー場は、冬季スポーツの憩いの場として大きな役割を果たしてきたところがございます。しかし、社会情勢の変化とともにスキー人口も減少し、スキー場の運営が厳しさを増し、行財政と取り巻く環境の厳しさと相まって平成15年9月、町営中小屋スキー場の休止が決定されました。地域住民を初めスキーの関係機関にとっては、このような厳しい状況を克服し、さらなる発展を考えていたところでもあり、寂しさとともにとても残念でならなかったところではありますが、町の決定に協力をしてきたところがございます。このスキー場をいつまでも休ませておくことは、関係機関を初め当別町にとっても大変惜しいことであり、地域にとっても目標としていたもの、そして連帯感の集まりであったものがなくなり、心の中にぽっかりと穴があいたようであり、むなしさとともに残念でなりません。現在のスキー場の跡地の状況は、草木や雑草が生えて荒れ果てている状況であります。

そこで、児童生徒の健康増進の活性化などを図る教育の一環として再利用することなどが考えられますが、また自然環境の面からしても整備する必要があると思われませんが、隣には中小屋温泉があり、また遊歩道もあります。周辺環境との連携協力を図りながら、旧町営中小屋スキー場の今後の利活用についてどのようなことを考えているのか、教育長の考えを伺いたいと思います。

次に、安心な老後と介護施設について質問させていただきます。当別町は、だれもが健康で文化的な暮らしができ、安心して老後を送ることができる町を目指して前進していますが、現在本町においても65歳以上の割合が25%、超高齢化社会が到来し、要介護者が増加しているところでもあります。当別町には、特別養護老人ホーム、それに老人保健施設、グループホームなどの介護施設等もありますが、これらの施設利用希望がふえ、施設によってはすぐに入所できずに待機者がいる状況でもあると聞いています。一方、自宅で介護する家族の苦労も多大になっているところであり、在宅サービスの充実も求められているところがございます。特に訪問介護について、何人のヘルパーでどれくらいの方が訪問介護を受けているのか、また家族を含めた相談体制はどのようになっているか伺いたいと思います。

このように介護者に対するサービスについては、施設及び在宅の両面において適切なサービス提供が必要であると考えられますが、今後ますます高齢化が進み、介護が必要な高齢者も多くなるとすれば、施設整備も重要な課題と考えますが、当別町内における介護施設の整備見込みについて町長の考えを伺いたいと思います。

次に、美しい景観のPRと人を呼び込む施策について質問させていただきます。自然を

身近に感じ活力に満ちた美しい町を目指している当別町にとっては、札幌圏に位置している利便性を生かし、当別町に人を呼び込み、農村と都市の文化、経済を融合させる町をつくる必要があります。近年60歳から70歳代の方々がパークゴルフなど、活発に野外活動を進めていると聞いています。そのため、特に当別町の名所や美しい景観を見てもらい、また新鮮な農産物を提供し、購入してもらえるようなPRをし、新しい観光スタイルを考えていかなければならないのではないのでしょうか。当別町には、美しい景観スポットがあると思います。また、大きな木も選ばれていると思います。すばらしいことだと思います。これを町民にはさらに認識を深めてもらうことも大事なことだと思っております。これらを当別町広報等に連載し、紹介することなどが考えられます。また、隣接している札幌市の各種の職場や団体等を通じ、積極的に当別町の美しさをPRすることも考えられます。また、私の地域の中小屋にも展望台があります。そこからの眺めは、春から夏は石狩平野を一望し、新緑の田園風景が見られ、秋には紅葉がすばらしく、少し移動しますと西側の眺めは日本海の美しさを見ることができます。この場所には、管理用道路でもある遊歩道があります。上り路線と下り路線があり、途中には眺望の滝があり、珍しいものの一つでもあります。また、この遊歩道の管理も必要であると思いますが、新しいものを建設しなくても今あるものを利用して町民はもとより町外の人々に当別に來てもらえる努力をする必要があるのではないかと思います。また、当別町の各地域でもいろいろな美しいところがあり、町広報などで紹介することも考えられます。特に当別町には、夏至祭やさん・産・フェスタなどのイベントがあり、これらのPRとともに、これらの美しい景観も一緒にPRすることにより、人を呼び込む相乗効果が発揮されると思います。今後さらに活力ある緑豊かな当別町の新しい魅力を都市に向け強力に働きかけ、土曜、日曜や夏休み等には当別へ來てもらえるような対策を講じることにより、農業、商業、工業の活性化につながることを望んでいます。そのためにも、美しい景観のPRと遊歩道等の活用についてモデル的にでも、温泉があり、展望台があり、大きな木や医療大学には薬草園もある、また農産物の直売所などを結びつけ、徒歩や自転車、またふれあいバスなどを利用しながら、これらの組み合わせにより当別町の持っている観光資源とイベントのネットワークをつくり、その情報を発信し、人を呼び込む施策がないか、町長の考えを伺いたいと思います。

以上、私の質問とさせていただきます。

○議長（高谷 茂君） 答弁調整のため、10分間休憩をいたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時52分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

古谷君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（山内秀治君） 古谷議員さんの一般質問にお答えをします。

中小屋スキー場の今後の利活用についてであります。中小屋スキー場は旧防衛施設庁の補助を受けて整備しておりますことから、少し長い法律名になるのですが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定により、管理棟については施設が完成した平成5年より平成44年までは施設を転用する場合に補助金の返還が生じますことから、事前に防衛省の承認を得なければならず、厳しい制約が設けられております。しかし、平成20年に国は補助対象施設の転用等に当たり、10年を経過した施設は報告等で国の承認があったものとみなし、補助金の返還を求めないなど、承認基準の弾力化を進めました。一方、防衛局においてであります。転用の検討に際して事前協議を求めると、依然として厳しい制約を課しているところでもあります。このような中、中小屋スキー場の利活用に当たりましては、教育分野を含めた広い分野から関係部局と連携しながら進めてまいりたいと考えております。また、教育委員会といたしましては、例えば当別町子ども会育成連合会や各スポーツ少年団などに中小屋スキー場を活用した子どもたちの野外活動やキャンプなどの体験活動の実施の検討を働きかけるとともに、現在教育委員会が支援をしている当別町総合型地域スポーツクラブに野外スポーツとして健康志向が非常に高いストックウオークや健康づくりにかかわる事業の実施について協議してまいります。さらに、中小屋スキー場の利活用については、町内にとどまらず、広く道内外のスポーツ愛好グループや団体にも周知してまいりたいと考えております。議会議員の皆様や地域住民の皆様にも周辺環境との関連を含めた中小屋スキー場のPRや利活用のアイデアをいただきながら、活力と潤いをもたらす利活用策を検討し、防衛局とも協議してまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（泉亭俊彦君） 古谷議員さんの一般質問にお答えします。

安心な老後と介護施設の件についてでございますが、急速に進行している高齢化の中で高齢者が安心して生活ができる保健、医療や福祉サービスの総合的、あるいは一体的な提供システムを確立して社会全体で介護を支えていく仕組みとして介護保険制度が平成12年度に発足いたしまして、当別町においても思いやりと生きがいを感じられるまちづくりを基本理念として当別町高齢者保健福祉計画、それから介護保険事業計画を平成12年度より策定し、高齢者が可能な限り住みなれた地域や自宅で生活が継続できるように各施設に取り組んでいるところであります。こうした中で介護を必要とする方が在宅において日常生活を送る上で必要な家事や食事、入浴など身体介護を行う訪問介護については、当別町においては2カ所ホームヘルプサービスステーションが設置されておまして、そこで26名のホームヘルパーが従事しておまして、平成23年11月においては107名の要支援や要介護の認定者がサービスを利用している状況でございます。在宅における介護サービスにおいては、訪問介護のほか訪問看護、それからデイサービス、短期入所、さらには住宅改

修や福祉用具などサービスが整備されておりまして、これらのサービスを組み合わせて利用することによって在宅において生活が継続できるように支援を行っております。また、介護サービスを受けている方やご家族を含めた相談体制については、ゆとろの中に地域包括支援センターを設置して専門職員がケアマネジャーや関係機関と連絡をとりながら、サービス利用の権利擁護を含めた総合的な相談に応じているところでありまして、寝たきりの認知症など障がいのため日常生活において常時介護が必要で自宅での介護が困難な方に対しては、介護保険施設においてサービスを受けることとなりますが、当別町内においては現在民間等で特別養護老人ホームと老人保健施設がそれぞれ1カ所設置されているところでありまして、また地域密着型サービスとしては認知症対応型のグループホームが2カ所設置されておりまして、こうした介護保険施設の整備につきましては当別町介護保険事業計画において施設において介護が必要な方の人数を見込む中で、当別町における必要な施設の数や定員について適切に見込んだ計画として位置づけた上で整備を行っていくことになっております。現在、平成24年から26年までの第5期の計画の策定を行っているところでありまして、この期間内において当別町内において平成26年度、社会福祉法人の特別養護老人ホームにおいて30床の病床を予定しているところでありまして、このように介護が必要な方に対する在宅、施設のサービス提供については介護保険制度において必要なサービスを適切に見込んだ対応をしていきたいと考えております。

次に、美しい景観のPRと人を呼び込む施策についてのご質問にお答えしますが、当別町が位置する地理的優位性を最大限に生かしながら、いかにして札幌市民などを含めた町外の方々にこの町に呼び込み、活性化を図っていかねばならないかということは重要な課題であるというふうに私も認識いたしております。町には、他に誇れるような数多く美しい景観があると私も思っております。古谷議員さんがおっしゃるとおり、中小屋地域というのは本当に当別ではまた独特な雰囲気を出すとところだというふうに思っております。まずは、林道があるということ、展望台があるということ、そこから見る眺め、木立から見える景色、石狩平野を望むと、これはまたスウェーデンヒルズから見る景色とは同じ石狩平野でも全然違うということ、四季折々の美しい景観を楽しむことができるということ、非常にすばらしいと思っております。反対側は別な景色が見えまして、本当に中小屋の高台から見える石狩側は250度も広がりが見えるということにおいてはすばらしいところだというふうに思っております。これらの地域の財産を生かしたまちづくりが本当に大切なことだというふうに常々私も思っております。これまでも美しい景観スポットなどを認定してきましたけれども、町内はもとより町外に向けて町の美しい景観、風景などについてさまざまな工夫を凝らしながらいろいろな場面で情報を発信してPRに努めてきたところでありますけれども、議員ご発議のとおり、もっともっと多くの方々に知っていただく、そして我々が取り組まねばならない課題がたくさんあるというふうに思っております。古谷議員のご指摘のとおり、町の魅力を町外に発信していくことについて、これはやっぱり町民の皆さんのご協力も非常に大切だと、議場で中小屋はすごいよ

ということをお互いに知っている者同士が理解し合うだけでなく、より多くの方々の口、より多くの方々の知恵をおかりすることによってこれを広めていかなければならないというふうに思っております、これまで町の広報紙だとかホームページなどを利用して認定された景観スポットなどについては周知を図ってきたところでありますけれども、今後は町民だけでなく、さらにいろいろ工夫を凝らしてもっと多くの方々に知っていただく、そしてそのために美しい景観をつくることのできるポイントがどこにどのようなものがあるということをやっぱりPRしていく、そういうことを知っていただく、その場所に取り組んでいただく、そういうことが必要だと思います。

また、そのようなPRをしながら、町内で展望している農産物の直売所などの紹介などもしながら、前段教育長が答弁されたようなところも直売所などにはふさわしいところだと思いますけれども、各種イベントに関する案内などと結びつけながら町内外問わず積極的に発信、PRに努めていきたいと思っております。町を訪れてくれる方々の数がふえるように取り組んでいきたいと考えておりますが、本年町主催の景観セミナーにおきまして、古谷議員お考えのとおり、ふれあいバスで駅南からみどり野団地のほうの入り口まで移動しまして、それから歩いて伊達山林道を行きまして、そして伊達山の尾根を歩いてハッピーバレーゴルフ場を横切って北海道医療大学にたどり着くコース取りで美しい景観、それから風景を楽しみながら町内を散策して健康増進につなげるというようなこと、これは実はガイドがつくととても語り尽くせないほどの、伊達山というだけでも伊達の物語がありました、最近の医療大学にたどり着くまでには、山に林道が必要な意味だとか、そういうことをガイドが話すると、ハッピーバレーのゴルフ場の話ができないくらいなコースだったということも聞いておまして、そういうことで今全国に広がりを見せておりますフットパスを10月23日に実施いたしました。これは、非常に反響が大きかったので、今後もっとこれを特化していかなければならないと思っておりますし、山と畑の間を歩きながらクマゲラなどを初め数種類の鳥と出会って、道の真ん中で野生動物のふんなどの発見をしてふんについても解説をすると、都会の方などは本当に都会では味わえないようなコースで、ふんを見て何を食べて生きてるとか、どのくらい食物が必要だとかというようなことがガイドができると非常に楽しかったということでございます。当別町には、このようなコース取りができる場所がたくさんあります。中小屋周辺は、まさにうってつけの地域でありますので、JRに乗って北海道医療大学でおりてもらって伊達山林道を北上してすばらしい景観を堪能してもらいながら中小屋温泉にもたどり着くコースだとか、農産物直売所に立ち寄ってもらって朝もぎの野菜などを買っていただいて、ゆったりとふろに浸っていただきながら楽しい時間を過ごしていただくというようにコース取りによっては、またPRの仕方によっては本当に無尽蔵にいろんなことが広がる場所であることは議員ご発議のとおりだというふうに思っております。

最近町内でも流行になっておりますストックウオークなんかで非常に楽しめる場所だと思いますし、JRが主催しておりますヘルシーウォーキングのルートとストックウオー

クとをつないでいくというようなこともできるのでないかというふうに考えているところ
でございまして、こういうコース取りの中で議員が前回のときにご発議ありました道民の
森、なかんずく来年から水がたまるであろう当別ダムの景観などは本当によそでは見られ
ないことだと思いますが、それも散策しながら例えば水がいかに生命にとって不可欠なも
のであるかと、水は本当に生命にとって不可欠な要素なのだということ、そして資源とし
て取水する水というものは貯水することも生態系に影響を及ぼすのだということ、生態系
が健全さを保たなければならない、保たすことが次世代に対する我々の責任なのだとい
うようなこと、そういうことをいろいろ話していくと、人の健康に大きなかわりを持つカ
ドミウムだとかシアンだとか9項目の物質があって、有害物質もあったり、公共用水の汚
染を防止するために水質検査が必要だとか、有機塩素化合物だとか、硝酸性窒素だとか、
亜硝酸性窒素だとか、29品目ぐらいの大切なものが自然の中に、あの中小屋地域から青山
地域にあるのですよということによって、水道水は塩素によって消毒はされますけれども、
水道原水の周辺のフミン質だとか、そういう有機質が塩素と反応すると、トリハロメタン
とフミンとが化合すると、これは発がん性が認められる場合もあるのだよとか、そうい
うようなことをこの中小屋の散策をしながらいろんなことを知っていただくということ、そ
ういうことがわかると本当に、例えば青山ダムがあれだけの水をとるのに2,300ヘクター
ルの集水区域があるとか、760ヘクタールの農家の人たちがみんな移動したとか、500か
らの牧場もなくして移動させたとか、そういうようなことがかつて議会では牛のふんなら
安全でクマのふんなら危険なのかとか、そんな稚拙な議論もし合いながら、やっぱり牛の
ふんとかそういうのは富栄養化につながって人の飲む水にいろいろと影響が出てくるとい
うようなことを知り合ったわけです、長年の議論の中で。そういういろんなことをわかり
合ってもら。それがダムが大きくて、ああ、美しいねと見るだけでなく、わずかな水
をくむのにもこれだけ大きなため池が必要なのだね、それが当別の人たちの理解もあつた
のだねとか、いろんなことを知っていただくためにも、ただバスで道民の森にぴよっと行
くというよりも、中小屋のそういうコースを議員ご発議のとおり散策してもら、そして
より多くの人にわかってもら。そもそも日本で今輸入している農業水を、先ほど柏樹議
員のお話のときご説明すればよかったですけれども、もし輸入しているものを水にかえ
たとしたら、バーチャルウォーターは600億トンです。600億トンの水を我が国は仕入れて
いると、輸入していると同じなのだということもわかってみると、すばらしい当別
の中小屋の景観というのはすごいところなのだということも多くの人が理解し合って、
そういうことがPRされていくと、議員ご発議のような観光資源になるのでないかとい
うことも私たちは今考えているところでございます。

何よりもまず当別の町民の方にこのダムの必要性だとか、ダムがいかに大きな役割を近
隣の3つの市に対して及ぼしているかと、そしてダムの設置町村というのはどんなに大切
な役割を果たしていくのかということもやっぱり中小屋の地域の方々、素朴な生活をされ
ている方々の言葉から出ることが本当に大切でないかと、そういうふうに思っているとこ

ろでございまして、今後ご発議のあった地域に人を呼び込むということについては、町としては真剣に対応していかなければならない地域だと思っております。

以上で答弁いたします。

○議長（高谷 茂君） 以上で古谷君の質問を打ち切らせていただきます。



◎閉会あいさつ

○議長（高谷 茂君） 閉会に当たりまして議長より一言申し上げます。

今定例会に付議された渋谷議員に対する懲罰事犯について、議員各位におかれましては当別町議会議員として毅然として適切なご判断をいただきましたことに、また特に竹田委員長、後藤副委員長には、その取り進めも含めて改めてお礼を申し上げます。

みずからの落ち度を認めながらも、最後の一身上の弁明では議会を侮辱する暴言を吐く渋谷議員の態度は、議会の規律と品位の保持に反する許されざる態度と言わざるを得ません。

また、12月1日の緊急報告の集いと呼びかける渋谷議員名のビラは、11月22日の臨時会における懲罰事犯を渋谷議員に対する議会の口封じと断定しており、これは全く根拠のない議会に対する誹謗中傷であって放置することはできません。

22日の臨時会では、渋谷議員本人が審議中に発言取り消しを求められる暴言を吐き、さらに質疑ができたのに再質疑をせず、討論ができたにもかかわらず申し出もせず、結果として議案に同意したものであり、議事の取り進め上からも議会が口封じをした事実など全くないことは明白であります。

渋谷議員は、議員としての未熟さ、不勉強さこそをみずから反省すべきであり、それを議会の責任に転嫁することは議会人としては見過ごすことのできない行為であり、渋谷議員に対してビラの内容の撤回と議会に対する陳謝を強く求めるものであります。この件につきましては、議会広報に掲載し、町民に明白にしていく必要があると考えております。

最後に、町長初め執行部の皆様には、11月の臨時議会に引き続き議会運営に当たり多大な時間を要しましたこととおわびを申し上げるとともに、本定例会においても運営にご協力いただきましたことに心より感謝を申し上げます。



◎閉会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上でこの議会に付議されたすべての案件は終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

平成23年第6回当別町議会定例会を閉会いたします。

3日間どうもご苦労さまでございました。

(午後 零時18分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成24年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員